# 2011年の I F R Sの 動向

吉井 一洋

要約

2011年は、IFRS(国際財務報告基準。本稿では国際会計基準とする) にとって、区切りとなる年である。

米国のSEC (証券取引委員会) は、2011年に米国内の上場企業の財務 報告に「インコーポレート」するかどうかを決定する(IFRSを適用す る場合は 2015 年または 2016 年からとなろう)。もっとも、2011 年半ば を期限としていた米国基準とIFRS間のコンバージェンスプロジェクト は遅れ気味であり、財務諸表の表示など一部のものは検討を中断している (2011年下半期から検討再開)。加えて、金融商品の見直し内容について は両基準間のかい離は大きいままである。「インコーポレート」とはIAS B(国際会計基準審議会)が設定するIFRSをそのまま米国企業に適用 することを意味しておらず、仮にSECが、国内上場企業にIFRSの適 用を強制したとしても、金融商品などについては、IFRSの適用を除外 することも考えられる。米国がどのような対応をするかは、わが国のIF RSへの対応にも影響を与え得る。例えば、わが国が2012年にIFRS の強制適用を決定したとしても、「リサイクリングを適用しない」部分につ いては適用除外することも考えられる。

なお、本稿では注目されるプロジェクトとして、収益認識、リース会計、 退職給付、金融資産の減損、ヘッジ会計などを取り上げている。



- 1. IFRSへの米国の対応状況
- 2. わが国の動向
- 3. 主要な会計基準の見直し

#### 1. IFRSへの米国の対応状況

#### 1) SECの対応

「DIR Market Bulletin」2010年夏季号(Vol.25) (以下「DMB 2010年夏季号」)で述べたように $^1$ 、 米国のSEC(証券取引委員会)は、2010年2 月に米国でのIFRS $^2$ の導入、すなわち、米国 上場企業へのIFRSの適用について委員会声明 を公表した。委員会声明の概要は下記のとおりで ある。

- 2011 年に I F R S を強制適用するか否か判 断する方向性は維持する。強制適用を決定す る前の時点での任意適用は取りやめる。
- IFRSへの移行が米国の投資家および市場 にとって利益をもたらすか否かを慎重に考慮 し、検討することが重要である。
- IFRSの強制適用の是非を判断するために、作業計画を設け、下記の点について、スタッフに検討をするよう求めている。
  - ①米国内報告システムとしての I F R S の十分な開発および適用
  - ②投資家のための基準開発の独立性
  - ③IFRSに関する投資家の理解と教育
  - ④会計基準の変更による米国の規制当局等へ の影響の調査
  - ⑤ I F R S による米国企業 (財務諸表作成者) への影響
  - ⑥ I F R S の適切な適用に向けた人的資源の 整備

その際に、SECのスタッフからは「米国の発行者の財務報告システムへのIFRSのインコーポレーティングの検討に関する作業計画」が公表

された。作業計画の実行には  $4\sim5$  年は要すると考えられるため、委員会声明では、米国の上場企業に IFRS が強制適用されるとしても、その時期は 2015 年~ 16 年になるものとの予想を示している。

作業計画においては、IASB(国際会計基準 審議会)が設定するIFRSをそのまま適用す る「アダプション」ではなく「インコーポレー ティング」という語を用いている点が注目される。 10月29日に、作業計画の進捗状況等を説明し たプログレスレポートが公表されたが、本レポー トでは、各国の「インコーポレーティング」の状 況の説明を通じて、当該用語の意味を下記のよう に説明している。

- IFRSをそのまま適用する(アダプション)。
- ii. 手続きに沿ってIFRSにその国特有のバリエーションを持たせる。
  - a. コンバージェンス・アプローチ
  - b. エンドースメント・アプローチ (IFR Sを自国基準としてエンドースした上で 適用する)

プログレスレポートでは、E U各国をはじめ b. のアプローチを用いる国が非常に多く、b. のアプローチの中には、各国特有の事情に対応して修正する、産業特有のガイダンスを設けるといったケースもある旨を述べている。さらに、E UではIAS 第39号「金融商品」の一部についてカーブアウト(適用除外)している旨を述べている。

すなわち、2011年にSECがIFRSを導入 すると決定した場合でも、その導入方法について は、「アダプション」という方法に限らず、一部

<sup>1)「</sup>国際会計基準の現状」参照

<sup>2)</sup> 正式名称は国際財務報告基準だが、本稿では、IAS (固有名詞としての国際会計基準) を含んだ国際会計基準 を指すものとする。

について修正・適用除外した上で受け入れる可能 性もある旨を示唆しているものと思われる。

#### 2) 米国におけるコンバージェンスの状況

IFRSの適用の可否の判断は2011年に行わ れるため、2011年の時点で、重要な項目について、 国際会計基準と米国基準のコンバージェンス(調 整)が終了して、米国において受け入れ可能な内 容となっていることを前提としている。IASB のトゥイーディー議長の任期に合わせて、米国の 会計基準設定主体であるFASB(財務会計基準 審議会)とIASBは、図表1で挙げた項目(い わゆるMOU項目) について、2011年6月をめ どに、調整することとしていた。しかし、作業の 遅れのため、2010年6月に両審議会は、「財務 諸表の表示」や「資本と負債の区分」といった一 部の項目について完成を半年遅らせる旨を公表し た。11月29日のコンバージェンスの進捗状況 の報告書でも、収益認識、リース、金融商品、連 結、公正価値の測定、保険のプロジェクトに優先 的に取り組み、2011年6月までに完了させるこ

とを確認している。他のプロジェクトでは、退職 給付、ジョイント・ベンチャー、財務諸表の表示 のうちの「その他の包括利益」の表示については 2011年第1Qに完了する予定である。一方、6 月の段階では半年遅らせて2011年末までに完成 させることとしていた財務諸表の表示の包括的改 訂、資本と負債の区分については、いったん検討 を中断し、優先的事項が終了後の2011年6月か らプロジェクトを再開することとしている。

なお、金融商品のうち「認識の中止」(オフバランス化・証券化の基準)については、6月の段階で、会計基準の見直しは中断し、開示の充実を図ることとされていた。その後、10月に開示基準が公表された。

MOU項目ではないが、IASBでは、負債(引 当金等)の基準の見直しが検討されている。この 基準については、2005年に公開草案、2010年 1月に再度公開草案が公表されているが、もう一 度公開草案が公表される可能性がある。その場合、 公表は2011年後半以降になるもようである。

そのほか、排出権取引についても 2011 年後半

図表 1	FASBとIASBのMOU項目と今後の予定
EACD	レーASPが井団でプロジェクトを行っている項目

FASBとIASBが共同で	プロジェクトを行っている項目		
項目	現状	完了予定	今後の予定
金融商品(IAS第39号の置換)			
減損	2009年11月ED公表	2011年	2011年第1QにED再公表、2011年第2Qに基準完成
ヘッジ会計	2010年第4QにED公表	2011年	2011年第 2 Qに基準完成
資産と負債の相殺		2011年	2011年第 1 QにED公表、2011年第 1 Qに円卓会議、2011年第 2 Qに基準完成
連結			
IAS第27号の置換	2008年12月 E D 公表	2011年	2011年第 1 Qに基準完成
投資会社			2011年第2QにED公表
公正価値測定	2009年5月ED公表	2011年	2011年第1Qに基準完成
リース	2010年8月ED公表	2011年	2010年12月17・20日・2011年 1 月 5 ・ 6 日に円卓会議、2011 年第 2 Qに基準完成
収益認識	2010年6月ED公表	2011年	2011年第2Qに基準完成
発効日および移行方法	意見募集、コメント期限2011年1月31日	-	
保険契約	2010年7月ED公表	2011年	2010年12月9・16・20日に円卓会議、2011年第2 Qに基準完成
排出権		-	2011年第4QにED公表
FASBとIASBの基準開発	発状況は異なるが、共通の基準を目指してい	いる項目	
項目	現状	完了予定	今後の予定
ジョイント・ベンチャー	2007年9月ED公表	2011年	2011年第 1 Qに基準完成
退職後給付	2010年4月ED公表	2011年	2011年第1Qに基準完成

DP:ディスカッション・ペーパー

E D:公開草案

(注) FASBとIASBのMOU項目と今後の予定は2010年11月30日時点の更新に基づく

(出所) IASB, FASB資料に基づき大和総研制度調査課作成

に会計基準案を公表し、2012年に最終基準を公 表することとしている。

IASBと米国の会計基準設定主体であるFASBは現在、G20の要請により、金融商品の会計基準の抜本的な見直しを進めているが、FASBはIASBよりも時価評価の範囲を拡張している内容を提案している。両者の提案のかい離は大きく、2011年末までにこれを修正することは非常に困難であると思われる。したがって、米国が仮に2011年にIFRSの導入を決定したとしても、例えば金融商品の会計基準など、一部の基準については、カーブアウトした上で、導入することなども想定される。

### 2. わが国の動向

#### 1) IFRS導入への対応

DMB 2010 年夏季号で述べたように、わが国では、企業会計審議会が 2010 年6月に公表した「我が国における国際会計基準の取扱いについて(中間報告)」で、IFRSの導入に向けて次の方針を示していた。このうち任意適用については、その対応のため、連結財務諸表等規則の改正が既に行われている。その際に、現在米国基準による連結財務諸表のわが国での使用が認められている企業に対して、当該特例は 2016 年3月期をもって廃止する方針が示されている。

#### (1) 任意適用

- 2010 年 3 月期の年度の財務諸表から、連結 財務諸表に、IFRSの適用を認めている。
- ●対象となる企業は、IFRSによる財務報告 について適切な体制を整備し、国際会計基準 に基づく社内の会計処理方法のマニュアル等 を定め、有価証券報告書を開示している上場

企業であって、国際的な財務活動・事業活動 を行っている企業。国際的に財務活動・事業 活動を行っている企業とは、以下のいずれか をいう。

- i. 外国の法令に基づき I F R S に従った企業内容等の書類を開示している企業または
- ii. 外国金融商品市場の規則に基づき I F R S に従った企業内容等の書類を開示している企業

または

iii. 外国連結子会社(資本金 20 億円以上) を有している企業

#### (2)強制適用

- I F R S を強制適用するかどうかは、2012 年をめどに判断する(前後する可能性あり)。
- ●上場企業の連結財務諸表を対象とすることが 適当であると考えられる。個別財務諸表に適 用するか否かは、強制適用するか否か判断す る時期に決定する。
- ●すべての上場企業にIFRSを適用する場合、時価総額その他の基準により段階的に国際会計基準を適用する(並存期間は長くても3年間)方法と一斉に国際会計基準へ移行する方法いずれによるかは、国際会計基準の強制適用を判断する際に、任意適用の状況等を基に作成者の対応能力等を見極めた上で、改めて検討・決定する。
- I F R S への移行が適当であると判断された 場合に、実務対応上必要かつ十分な準備期間 (少なくとも3年間)を確保した上で、2015 年または2016年に適用を開始する。なお、 仮に2016年3月期から強制適用となった場

合は、当年度の有価証券報告書においては、 IFRSで作成した2015年3月期の財務諸 表および、2015年3月期の期首の貸借対照 表(言い換えれば、2014年3月期末の貸借 対照表)も作成・開示することになろう。

- I A S B が作成する国際会計基準をそのまま 適用するか、一部修正または適用除外にする か否かについては、I F R S の内容、I F R S の基準設定の状況(デュー・プロセスを含 む)を見極めて判断する。
- ●銀行、証券、保険、建設、その他の別記事業 については、規制や当局の監督との関係上、 財務諸表の作成負担などの観点からの別途の 検討も必要である。

2010年3月期において実際にIFRSを任意 適用した企業は、従来からIFRSでのアニュア ルレポートを作成していた日本電波工業1社であっ た。その他、住友商事が2011年3月期、日本板 硝子が2012年3月期に任意適用をする旨を発表 している。日本板硝子は、2006年の英ガラス大手 ピルキントンの買収などに伴い、同社のグループ企 業の約3分の2はすでにIFRSを採用している。 JTも最も早くて2012年3月期にIFRSを任意 適用する旨を表明している。

東京証券取引所が実施したアンケート調査では、2009年の段階では IFRSの任意適用に向けた準備を行っている企業は 56 社だったのが、2010年11月の調査では 97 社に増加している。同調査では、2011年3月期から2012年2月期が1社、2012年3月期から2014年2月期が9社、2014年3月期から2015年2月期が27社、2015年3月期から2016年2月期が52社である。

わが国でIFRSを強制適用するか否かの判断 について、米国の判断が大きな影響を与えるであ ろうことは否定できない。米国が仮に、一部カー ブアウトしてIFRSを導入すると決定した場 合、わが国でも同様の対応が取られる可能性があ る。例えば、IFRSでは、企業が指定した株式 について時価の変動を当期の損益ではなく、OC I (その他の包括利益) に計上することを認めて いるが、当該株式を売却する際にはOCI計上額 の当期純利益への振替(リサイクリング)を認め ていない。すなわち売却益計上は認めていない。 退職給付会計において、OСІに計上した数理計 算上の差異(IFRSでは「再測定」(退職給付 債務に係る数理計算上の差異および年金資産に係 る収益の総額) について、当期純利益へのリサイ クリングを認めていない。これらの点について、 わが国では妥当ではないとの意見も多く、IFR Sの導入を決定した場合でも、リサイクリングを 認めていない部分について修正をした上で適用す ることも考えられる。

#### 2) コンバージェンスの現状

中間報告では、IFRSの適用だけでなく、これまでASBJ(企業会計基準委員会)が推進してきたIFRSとのコンバージェンスについても継続・加速化するよう求めている。ちなみに、現在のわが国におけるIFRSへのコンバージェンスのスケジュールは、図表2のとおりである。

なお、参考までに、既に見直しが行われたわが 国の会計基準の適用時期を見ると図表3のとおり である。

#### 3) 連結先行か連単分離か

コンバージェンスの手法としては、連結財務諸

	項 目		2010年			11年		備考
			10~12月	1~3月	4~6月	7~9月	10~12月	
既存の差異	企業結合(ステップ	<sup>f</sup> 2)		ED	基準			のれんの償却等、「無形資産」と合わせて公表
	無形資産			ED	基準			「企業結合(ステップ2)」の基準と合わせて公表
	連結の範囲	短期的対応		基準				特別目的会社の取り扱いの一部見直し
	生和の郵西	長期的対応			Е	D		IASBの基準は11年第1Qに公表予定
	財務諸表の表示							
	(フェーズB関連	1(注1))						I ASB/FASBは11年6月より後に審議を再開
	(非継続事業)					E D		IASBのEDは11年第2Qに公表予定(注2)
	収益認識			DP		ED		I ASB/FASBの基準は11年第2Qに公表予定
	負債と資本の区分							IASB/FASBは11年6月より後に審議を再開
	金融商品							
	(金融資産の分類と測定)					ED		
ASBとFAS BのMOU関連	(金融負債の分類と測定)			DP2		E D		
	(減損)					ED		IASBの再EDは11年第1Qに公表予定 ASBJは、検討状況の整理の公表も検討する
	(ヘッジ会計)					E D		IASBの基準は11年第2Qに公表予定 ASBJは、検討状況の整理の公表も検討する
	公正価値測定・開示	₹			基準			IASBの基準は11年第1Qに公表予定
	退職給付							
	(ステップ1 (E	3/S一括計上))(注 3)		基準				
	(ステップ2(リ	リサイクリング廃止))(注3)			DΡ		ED	I A S Bの基準は11年第 1 Qに公表予定
	リース		DP			ΕD		IASB/FASBの基準は11年第2Qに公表予定
	認識の中止			DP		ΕD		(注4)
OU以外のIA	引当金							IASBは11年6月より後に審議を再開
S R ARINTER	排出権							IASB/FASBのEDは11年下期に公表予定
	保険							IASBの基準は11年第2Qに公表予定
	四半期財務諸表の開	示簡素化	ED	基準				

- コメント:IASBのDP/EDへのASBJのコメント DP:論点整理・検討状況の整理 ED:公開草案
- (注1) I A S B でのプロジェクトの呼称である (注2) 現在のIFRS第5号へのコンバージェンスを行うか否かについての検討を行っている
- (注3) ステップ 1は、退職給付債務および勤務費用の期間帰属や未認識項目のオンバランス化、開示の拡充などを検討している ステップ 2 は、IASB/FASBのMOUに関連するプロジェクト項目の検討を行う (注4) 今後の方向性 (IAS第39号へのコンバージェンスまたは開示の拡充)の検討を行っている
- (注5) ASBJプロジェクト進捗は2010年12月17日時点の更新に基づく (出所)IASB、FASB、ASBJ資料に基づき大和総研制度調査課作成

#### 図表3 新会計其淮海田開始時期(3日油質会計)(注2)

/-L-550												
12100000000000000000000000000000000000	づけ	2009年度		2	010年月	复			2	011年月	葽	
新設	改正	第4Q	第1Q	第2Q	第3Q	第4Q	期末	第1Q	第2Q	第3Q	第40	期末
	0	0										
	0	0										
0		0										
0		0					0					
	0		0	0	0	0	0					
0					(注3)	(注3)	0	0	0	0	0	0
0							0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0	0					
	0	0	0	0	0	0	0					
	0	0										
0		0										
0		0	0	0	0	0	0					
	0	0										
0		0	0	0	0	0	0					
	0	0	0	0	0	0	0					
	0	0										
	0							0	0	0	0	0
	0							0	0	0	0	0
						○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○		

- (注1) ⑥は強制適用開始、○は任意適用(「債券の保有目的区分変更」を除き、2008年度は第1Qから) (注2) ASBJ(企業会計基準委員会)が公表したものに限っている (注3) 2010年9月30日以降に終了する連結会計年度の年度末に係る連結財務諸表から早期適用可

- (出所) 大和総研制度調査課作成

表に適用される会計基準において先に対応し、個 別財務諸表に適用される会計基準ついては、後か らキャッチ・アップする連結先行と、連結財務諸 表に適用される会計基準のみ対象とする連単分離 の両方の考え方がある。

連結先行については、その後の金融庁の資料で は、「ダイナミック・アプローチ」という名称で 示され、連結・個別の会計基準の「双方がダイナ ミックに発展・変化していく中で、両者の間の整 合性を確保しつつ、両者の間のズレを時間軸の中 で容認」するアプローチと定義されている。IF RSも米国基準も大幅な見直しが行われている中 で、わが国もこれらの見直しに対して意見を発信 しており、日本基準を単にIFRSに合わせてい くだけというニュアンスを解消したいという理由 から、このような名称を用いている。

連結先行(ダイナミック・アプローチ)で対応 するか、連単分離かについては、コンバージェン スだけでなく、IFRSを強制適用する場合にも 問題となる。IFRSの適用が現実のものとなる 可能性が高まっているという認識が、財務諸表の 作成者である企業において高まるにつれ、IFR Sを適用する際に生じる実務上の問題点への関心 も高まってきている。収益認識や減価償却などに おいて現行実務を大きく変更することになるので はという懸念や、税務、会社法との調整に関する 懸念が強まってきている。特に、税務においては、 単に会計と税務の処理がかい離するだけでなく、 税法において確定決算主義や損金経理要件が設け られていることから、会計基準が変わった結果、 税務においても損金処理が認められなくなる場合 があることが懸念されている。そのため、会社法 や税法の処理と密接に関連する個別財務諸表にお いて、多数の企業がIFRSの適用を見合わせる

よう求めている。もっとも、グループとして統制・ 管理の仕組みの統一や連結・単体が分離した場合 の二重管理の手間を回避したいという観点から、 連結・単体共にIFRSに統合すべきと主張する 企業もいる。一方、財務諸表利用者側からすれば、 連結と単体で異なる会計処理が適用されることは 望ましくない。

この連結・単体の問題に関しては、わが国の会 計制度のあり方について検討する企業会計審議会 で議論が行われ、8月3日に、報告書という形で はなく、会長発言(骨子)が公表されている。会 長発言では、コンバージェンスを「着実に実施」 することとした上で、連結と単体の関係について は、連結先行のアプローチ(ダイナミック・アプ ローチ)を採用することとしている。その上で、 次のように述べている。

「具体的には、単体の会計基準は、個々の基準 毎に、連と単を一致することに伴う諸々のコスト・ ベネフィット、連と単を分離することに伴う諸々 のコスト・ベネフィットを考慮した上で、最終的 にASBJが判断(個々の基準で、会計処理の選 択適用を許容することもあり得る)。連結と単体 のズレの期間、幅は、経営や内外の会計を巡る諸 状況(税、会社法を含む)により大きく異なる。」 すなわち、単体の会計基準をどのタイミングで どの程度まで連結の会計基準に一致させるかは、 ASBJが判断すること、場合によっては個々の 基準ごとに判断をすることもあり得ること、判断 する際には、税や会社法なども考慮に入れること が述べられている。期間が長期にわたることもあ り得るもようだが、これは連単分離を要求してい た企業にも受け入れやすいよう配慮したものと思 われる。会長発言では、さらに、この「連と単の 関係についてのアプローチは、今後その是非を判 断予定である IFRSの強制適用が仮に行われた 場合についても、基本的にあてはまるもの。」と している。

また、産業界からは、産業界等のステークホルダーの声を反映すべきとの要請があったこと、ASBJからは、基準開発を行う上で、作成者(すなわち産業界)・利用者・監査人等の関係者の意見を十分に聞くことが重要としつつ、最終的な判断はASBJが独立した会計基準設定主体として、的確に行う旨の発言があったことが述べられている。

関係者の意見を聞く機関としては、2010年9月に、ステークホルダーのバックアップを強化し意見を聴取するための機関として、ASBJの設立母体である財務会計基準機構(FASF)に「単体財務諸表に関する検討会議」の設置が公表された。当会議は、FASF理事長、日本公認会計士協会相談役および会長、大手企業の役員、日本経済団体連合会(以下「日本経団連」)、東京証券取引所役員、日本証券アナリスト協会の専務理事から構成され、オブザーバーとして金融庁、法務省、経済産業省とASBJの西川委員長が参加している。最終的な判断は、あくまでASBJが行う。

#### 4) IFRS強制適用と単体財務諸表

会長発言では、単体へのIFRS適用については、「今後、特に会社法における制度整備等の検討が必要。企業会計審議会としても今後、IFRSの連結への強制適用の是非を判断する際に、次のステップの選択肢として単体への任意適用を認める、という方向性を示すことができれば、と考えている。」旨が述べられている。

ちなみに、IFRSを上場企業の連結財務諸表 に強制適用している欧州を見ると、単体(すなわ ち、個別)財務諸表において、英国は、IFRSと英国基準の選択を認めているが、フランス、ドイツはあくまで自国の会計基準を適用することとしている。なお、ドイツの場合は、ドイツ基準の個別財務諸表を作成した上で、任意で公告用にIFRSで作成することが認められている。さらに、IFRSによる連結財務諸表の作成が義務付けられているのは、いわゆるシングルパスポートの対象となる市場に上場している企業であり、非規制市場で発行株式が取引されている企業については、連結財務諸表もIFRSと自国基準の選択適用となっている。

わが国に先行してIFRSの任意適用を開始した韓国においては、2011年度以降は、上場企業に対して連結のみならず、単体の財務諸表についても、IFRSの適用を強制する予定である。現在は任意適用の段階だが、連結でIFRSを任意適用した企業は単体もIFRSを適用する必要がある。そのため、一部の任意適用企業において、税務上の問題を惹起しているもようである。

#### 5) 非上場企業・中小企業への対応

IFRSがわが国に導入された場合、中小企業はどのようになるかが懸念されているところであるが、中間報告に示されているように、IFRSの適用の対象は、あくまで上場企業である。非上場企業は大きく分けると、上場企業の子会社、金融商品取引法の適用対象となる非上場会社(上場していないが公募等を行ったことのある企業など)、会社法上の大会社、それ以外の会社に分けられる。このうち、上場企業の子会社の場合は、親会社が連結財務諸表をIFRSで作成しており、子会社の単体財務諸表もIFRSを適用した方が実務上対応しやすいということであれば、任

意で IFRSの適用を認めることはあり得るように思われる。

非上場会社の会計基準については、非上場会社の会計基準に関する懇談会が2010年7月に検討結果を公表している。同懇談会は2010年1月にIFRS対応会議<sup>3</sup>の提言により、日本商工会議所、日本税理士会連合会、日本公認会計士協会、日本経団連、日本労働組合総連合会、ASBJおよび各企業の代表、学識者により構成されている。

懇談会の検討結果では、次の考え方を示している。

- ①金融商品取引法の適用対象企業:基本的には 連結・個別とも、上場会社と同様の会計基準 を適用する。
- ②会社法上の大会社(金融商品取引法適用会社を除く):連結財務諸表の作成は義務付けられていない。したがって、単体の財務諸表が問題となる。懇談会の検討結果では、上場会社に用いられる会計基準を基礎に、一定の会計処理および簡素化検討。
- ③いわゆる中小企業のうち、
  - ■一定の区分に該当する会社:新たな会計指 針を作成する。内容は下記のとおり。
    - ・中小企業の実態に即し、中小企業の経営 者に容易に理解されるものとする。
    - ・国際基準の影響を受けないものとする。
    - ・法人税法に従った処理に配慮するととも に、会社法第431条に定める「一般に公 正妥当と認められる企業会計の慣行」に 該当するよう留意する。
    - ・新たに設ける会計指針の作成主体は、中 小企業庁の研究会の動向も踏まえて、関

係者にて検討する。

■「中小企業の会計に関する指針」の適用企業(これは主として会計参与制度を用いる中小企業を想定している):同指針について、平易な表現に改める等、企業経営者等にとっても利用しやすいものとする、一定の水準を引き続き確保する、新たに設ける会計指針の適用範囲と整合性を取るといった見直しを行う。

さらに、2010年9月に中小企業庁の「中小企業の会計に関する研究会」が公表した中間報告を公表している。同中間報告では、中小企業の会計処理のあり方としては、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行であって、次のようなものが望ましいとしている。

- ①経営者が理解でき、自社の経営状況を適切に 把握できる、「経営者に役立つ会計」
- ②金融機関や取引先等の信用を獲得するために 必要かつ十分な情報を提供する、「利害関係 者と繋がる会計」
- ③実務における会計慣行を最大限考慮し、税務 との親和性を保つことのできる、「実務に配 慮した会計」
- ④中小企業に過重な負担を課さない、中小企業 の身の丈に合った、「実行可能な会計」

適用範囲は、金融商品取引法適用会社、会社法 上の法定監査対象会社(大会社等)、会計参与設 置会社等、以外の上場会社を対象としている。

その上で、IFRSへのコンバージェンスが進む会計基準とは一線を画した(IFRSの影響を遮断または回避した)、確定決算主義を維持した、分配可能額の差異も会社法上問題とならないよう

<sup>3)</sup> IFRS導入にあたっての課題を整理し、その対応についての方針・戦略を検討し、その結果を踏まえ、実務を担当する委員会に対して具体策の検討を要請するとともに、関係諸機関・団体に対して対応の実施を要請することを目的に、財務会計基準機構の理事が議長となって開催する会議。2009年7月に発足。

な会計処理が望ましいとしている。

いずれにしろ、現在の中小企業の会計指針の他 に、IFRSの影響を受けない会計指針が新たに 設けられることになる。

## 3. 主要な会計基準の見直し

#### 1) 収益認識

IASBでは、収益の認識基準について、操作の余地を減らすため、従来の獲得・実現による収益認識を取りやめ、資産と負債の変動に基づいて収益を認識(資産・負債アプローチで把握)する方向で検討をしてきた。2010年6月には公開草案「顧客との契約から生じる収益」が公表された。公開草案で提案されたモデルでは、次の順で収益を認識することになる。

- ①顧客との契約の識別
- ②契約における履行義務の識別
- ③取引価格の算定
- ④取引価格の識別された履行義務への配分
- ⑤履行義務の充足

「契約」とは「強制可能な権利及び義務を生じさせる2者以上の当事者間における合意」を指す。 書面によるものだけでなく、口頭、企業の商慣行による黙示的なものを含む。完全に未履行の契約を違約金無しで終了させることができる場合は、契約は存在しないものとされている。

「契約資産」「契約負債」はネット表示(当初は0)する。「契約資産」は、対価を受け取る前に財・サービスを移転している場合に貸借対照表に計上し、「契約負債」は、先に対価を前受けしている場合に貸借対照表に計上する。

#### ①顧客との契約の識別

■ある契約の財・サービスの対価が、他の契約

の財・サービスの対価に依存する(契約価格 が相互依存的な)場合、これらの契約を結合 し、単一の契約として会計処理しなければな らない。

■逆に、ある契約に含まれる一部の財・サービスの価格が、同じ契約に含まれる他の財・サービスと独立である場合、別の契約として会計処理しなければならない。

#### ②契約における履行義務の識別

- ■以下のいずれかの場合は、物品またはサービスは区分可能である。
  - ○企業または他の企業が、同一または類似の 商品またはサービスを別々に販売してい る。または
  - ○企業は以下の条件を両方満たす場合、当該 物品またはサービスを別々に販売できる。
    - ・独立した機能を有している。当該物品 またはサービスが、それ自体でまたは 顧客がその企業から取得した、もしく はその企業や他の企業が別個に販売す る物品やサービスと一体になって用益 を提供するものである。
    - ・独立したマージンを有している。物品やサービスが区別できるリスクにさらされていて、その企業が当該物品やサービスを提供するのに必要なリソースを独立して識別できる。
- ■ただし、契約で約束された財・サービスすべてを同時に移転する場合は、区分して会計処理をする必要はない。
- ■返品権については、返品の見込まれる商品は 収益を認識せず、加重平均された見込み返金

額を負債計上する。売上原価も返品見込み分 は認識せず、製品を顧客から回収する権利を 資産計上する。返品の確率が合理的に見積も れない場合は収益を認識してはならない。

例 100個の製品を単価100で販売、1個 当たりの原価は80

返品確率は 1個返品が25%、3個返 品が50%、5個返品が25%

返品見込みは3個=1個×25%+3個  $\times$  50% + 5個× 25%

したがって

収益 9,700 = 100 × 97個 返金負債 300 = 100 × 3個 製品回収権 240 = 80 × 3個 売上原価 7,760 = 80 × 97 個

- ■製品保証の会計処理は、次の2つに区分され る。
- a. 欠陥のある資産の交換や修理に対する保証 については、欠陥の無い製品を提供するとい う履行義務を果たせていないので、その予想 発注確率分は収益認識しない。
- b. 製品が引き渡された後に発生する不具合を カバーする保証については、製品保証部分は 別個の履行義務として収益計上を繰り延べ、 保証期間にわたって収益認識する。

#### ③取引価格の算定

- ■取引価格は、以下の影響を検討した上で算定 することとしている。
- a. 回収可能性
  - ・顧客の信用リスク相当分を取引価格から控 除する(信用リスクの影響に重要性がある 場合)。収益が100あったとしても、回収 見込み(加重平均)が80であれば、80で

収益認識する。対価の受取債権は80で認 識し、その後は金融資産として減損処理す る。

- b. 時間の経過による価値の変動
  - ・重要性がある場合、すなわち、支払いの期 限が財・サービスの移転の時期と大きく異 なる(前後する)場合は、約束した対価を 割引率(貨幣の時間価値と信用リスクを反 映する。したがってこの場合、a,の控除 は重ねて行わない)で割り引いた現在価値 による。
- c. 金銭以外の対価による場合
  - ・対価を受領した日の公正価値(算定が困難 な場合は、対価と引き換えに移転する財・ サービスの販売価格を参照する)による。
- d. 顧客に支払われる対価
  - ・通常は顧客から企業に対価が支払われるが、 逆に、企業から顧客に対価が支払われてい ると考えられる場合がある。その場合は、 以下のいずれかの処理による。
    - ア. 取引価格の減額(すなわち、顧客は 値引きを受けている)
    - イ. 顧客から企業に提供される財・サー ビスへの支払いとして仕入れと同様の 会計処理をする。
    - ウ. ア、イの組み合わせ。この場合、顧 客に支払われる対価が顧客から受ける 財・サービスの公正価値を超過する部 分については、取引価格を減額する。
- ④取引価格の識別された別個の履行義務への配 分
  - ■契約開始時に、履行義務を構成する財やサー ビスの独立した販売価格に比例して、取引価

格を配分しなければならない。

#### 取引価格が変動する場合の取り扱い

- ・公開草案では、顧客が固定金額の支払いを約束している場合のみならず、取引価格が変動する場合についても記述している。例えば、割引、リベート、返金、クレジット、インセンティブ、業績ボーナス/ペナルティー、偶発事象、値引き、顧客の信用リスクなどにより、対価の金額が変動し、各期末(または四半期末)日現在で対価の金額を見積もらなければならないものがある。
- ・この場合、起こり得る契約の結果(対価の金額)を特定でき、かつ、それらの結果の発生確率を合理的に見積もれる(具体的には、同一または類似の契約をしたことがあり、かつ、その種の契約を取り巻く状況が大幅に変わることが見込まれない※1、※2)ときに限り、変動する対価の見積金額を取引対価に含め、契約開始後は取引価格の変動を履行義務に配分し、収益として認識する。
  - ※1 公開草案の記述によれば、以下の条件 を両方満たす場合である。
    - 7.類似する取引について、その企業が実績を有している。企業自身に実績がない場合は、その他の企業の実績に容易にアクセスできる。
    - イ.企業が状況の重大な変化を見込んでいないため、企業の実績が契約と関連性がある。
  - ※2 下記の要因は、合理的に見積もれない 要因となり得る(他の要因の重要性を 考慮すると見積もりの妨げとならない 場合もある)
    - 7. 対価の金額が外部要因に影響を受けや すい(市場の変動性、第三者の判断、財・ サービスの陳腐化など)
    - イ. 対価の金額の不確実性が長期間解消し

ない。

- り. 類似する契約についての企業の実績が 限られている。
- I. 生じ得る対価の金額に大きなばらつきがある。
- ・取引価格を合理的に見積もることができない なら、収益を認識してはならない。
- ・契約開始後に取引価格の変動があった場合は、 当該変動を、契約開始時と同じ方法で、すべ ての履行義務に配分しなければならない。既 に履行義務が充足されている場合は、収益ま たは収益の減額として、取引価格の変動が生 じた期間に認識しなければならない。
- 例1 追加的な財・サービスの顧客の選択権
  - : 販売インセンティブ、顧客特典クレジット (またはポイント)、契約更新選択権、将来 の値引きなど
  - ・契約を締結しなければ受けることのない重要な権利を、顧客に与える場合は、別個の履行義務として、収益から減額し、将来の財・サービスの移転時または選択権の消滅時に収益を認識する。

#### [ケース1]

取引価額 100 の販売契約の一部として、今後 30 日間に 30%の値引バウチャーを付与した場合、顧客の追加購入の平均価額 50、値引バウチャー行使の可能性 80%とすると、値引バウチャーの価値は 50 × 30%×80% = 12

したがって、取引価額 100 のうち、10.7 (=  $100 \times 12/(12+100)$ ) を値引バウチャーの履行義務として配分するため、収益認識は、89.3 (= 100-10.7) となる。

#### [ケース2]

購入金額10ごとに1のカスタマー・ロイヤ ルティ・ポイントを付与し、各ポイントと同 額の値引きをする。ポイントの将来の予想交 換比率は95%とすると、取引価額100.000 の場合、交換ポイントは 100.000 × 1/10

 $\times$  95% = 9.500

製品販売時の収益認識 91,324

 $= 100,000 \times 100,000 \times 1/109,500$ ポイント分 8.676 = 100.000 × 9.500 × 1/109.500 は、ポイントの消化に応じ期間 配分する。

#### 例2 価格を取引の後決めで決定する場合

- ●当初の仮単価に合理性がなければ、取引価 格を合理的に見積もれるようになった段階 で収益を認識する。
  - ・対価が、市場の変動、第三者の判断、陳 腐化リスク等の外部要因に非常に影響を 受けやすい場合は、合理的な見積もりは 難しい。例えば、半導体部品などが該当 するかもしれない。
  - ・売掛債権が決済された後に単価が調整さ れる場合は、対価の金額の不確実性が長 期間解消しない場合に該当する可能性が ある。
- ●仮単価に合理性がある場合は、仮単価で収 益認識し、その後、価格が決定した場合は 事後の取引価格の変動として、履行義務に 再度配分する。
- 例3 工事契約について、事後に取引価格が変 更された場合
  - ●当初の取引価格に合理性がある場合は、当

初の取引価格が収益認識し、価格が変更さ れた場合に、事後の取引価格の変動として 履行義務に再度配分し、収益を修正する。

●追加工事等について新規契約を取り交わす 場合や、取引価格だけでなく契約内容も変 わる場合などは契約の変更として取り扱う。 ただし、契約価格が当初契約と相互依存的 であれば、単一の契約として取り扱う。

#### 不利な履行義務

- ・顧客との契約について不利と判定された場合 (履行義務の充足に直接関連するコスト※を 確率により加重平均した金額の現在価値が、 取引価格のうち当該履行義務に配分された額 を超過する場合)は、履行義務を再測定し、 契約損失を計上する。わが国ではこのような 場合、工事損失引当金が計上されている。
  - ※ 直接労務費、直接材料費、契約管理費· 契約履行のための器具・備品の減価償却費等、 契約上明示的に顧客に請求可能なコスト、そ の他契約を締結したことのみが理由で発生し た費用
- ・不利な履行義務認識後は、各決算日において 直近の見積もりを用いた更新が必要である。

# ⑤個々の履行義務が充足された時点での収益の 認識

- ■顧客が財・サービスの「支配」を獲得したと きに移転する。顧客は財・サービスの使用を 指図する能力を持ち、それから便益を享受す る能力を持つ場合に「支配」を獲得する。
- ■顧客が支配を獲得していることの指標
  - ・顧客が無条件の支払義務を負っている
  - ・顧客が資産に対する法的所有権を有してい

る

- ・顧客が資産を物理的に占有している
- 対象資産のデザインや機能を顧客が特定 すること
- ■工事契約や開発については、顧客が仕掛品について支配を獲得している場合、進捗度に応じた収益認識が可能である。対象資産の所有権を持っていなくても、デザインや機能を顧客が特定できるなら、支配は顧客に移転しており、アウトプット法、インプット法、時の経過に基づく方法などにより進捗度に応じた収益認識ができる。

#### 契約コスト

- ・契約を履行するために発生したコストが、他のIFRS (棚卸資産、有形固定資産、無形資産)の資産認識要件を満たさない場合でも、契約に直接関連している、コストが将来の履行に関連している、回収が見込まれるといった要件をすべて満たす場合は資産を認識する。
- ・契約に直接関連するコストには、直接労務費、 直接材料費、契約または契約活動に直接関連 するコストの配分額(例 契約管理コストお よび契約履行に用いられる器具・備品の減価 償却費)、契約上、明示的に顧客に請求可能 なコスト、その他、契約を締結したことのみ で生じるコストが含まれる。
- ・契約獲得コスト(販売、マーケティング、宣伝、 入札および提案、交渉のコストなど)、過去 の履行に関連するコスト、契約を履行するた めの、材料、労務、またはその他の資源の異 常な仕損金額などは、発生時に費用計上する。

#### その他の留意事項

- ・本人か代理人か・・・本人なら総額、代理人 なら純額で収益を認識する。
  - :代理人である指標(企業Aの顧客が他の企業等Bから財やサービスを受け取る場合)
  - ・他の企業等 B が契約の履行に第一義的な 責任を負う。
  - 企業Aに在庫リスクが無い。
  - ・企業Aに価格設定権が無い。
  - ・企業Aの対価が手数料の形式による。
  - ・企業Aは顧客の信用リスクを負わない。
- ・返金不能の前払手数料は財・サービスの提供 期間にわたり計上する(履行義務に関連する 場合を除く)
- ・ライセンス供与および使用権は、顧客がほと んどすべての権利の支配を獲得する場合は販売として処理し、顧客がほとんどすべての権 利の支配を獲得しないが、顧客に独占的な権 利を付与する場合は、顧客に使用を認めてい る期間にわたって履行義務が充足されるもの とする。非独占的な場合は、顧客が使用し便 益を得るようになった時点で履行義務が充足 されるものとする。
- ・資産を販売して、買い戻しの契約を締結する場合、先渡取引、コール・オプションは、支配は買い手に移転しておらず、リースまたは融資として取り扱う。プット・オプションの場合は返品権付製品販売として取り扱う。
- ・委託販売契約の場合、販売業者に製品を引き渡した時点では、企業は、通常、製品の返還または他の販売業者への移転を請求可能としている。販売業者には無条件の支払義務はない。したがって、企業は、通常は、販売業者への製品受け渡し時には収益認識せず、

販売業者の顧客への販売時に収益認識す る。販売業者または配給業者は、代理人(最 終消費者移転前に支配を獲得する場合は、本 人)として取り扱われ、製品の移転に関する 準備のサービスを提供した時に収益を認識す る。

・請求済未出荷契約については、顧客に支配が 移転するためには、顧客が請求済未出荷にす ることを依頼していなければならない、製品 は顧客のものとして区分して識別されていな ければならない、製品は、現時点で、顧客が 指定した(または今後指定する)場所および 時間での引き渡しの準備ができていなければ ならない、企業は製品を使用したり他の顧客 に販売することができない、といった要件を 満たす必要がある。さらに、保管サービスが 取引価格の一部を配分する重要な利用義務か どうかを検討する必要がある。

#### 2) リース

IASBと米国FASBの共同プロジェクトと して実施されており、2011年半ばまでに完成す る予定である。2010年8月に公開草案「リース」 を公表している。

#### (1)定義

ある取引が、リースか否かは次の評価により、 契約の本質に基づいて判断する。

- ・契約の履行が特定の資産(群)の使用に依存 しているか。
- ・契約期間中、特定の資産の使用権を支配する 権利が移転しているか。

なお、無形資産や生物資産のリース、天然資源 の探査・利用のためのリース、売買契約、公正価 値で評価する投資不動産(貸し手側)は対象から 除外されている。

図表4 新リース会計公開草案 借り手の会計処理

	改正案	現行IFRS					
ファイナンス・リース	・使用権資産とリース料支払債務をB/Sに計上 ※10年間で1,000のリース料の資産を3年間使 用する場合、割引率を考慮しなければ、300	・原資産とリース負債をB/Sに計上 ・支払利息と減価償却費をP/Lに計上					
オペレーティング・リース	を資産・負債計上 ・支払利息と減価償却費をP/Lに計上	・資産、負債はオフバランス ・リース費用を P / L に計上					

(出所) 大和総研制度調査課作成

図表 5 借り手の使用権資産、リース料支払債務の当初計上額、毎期の評価

	当初計上額	毎期の評価
使用権資産	取得原価(=リース料支払債務	償却原価(再評価も可)
区用惟貝庄	+当初直接コスト)	減損の適用あり
リース料支払債務	追加借入利子率(注)で割り引いたリース料の割	償却原価(利息法による)
ノ ハイスコム原が	引現在価値	割引率の見直しは行わない

(注) 容易に決定可能であれば、貸し手が借り手に課す利率

(出所) 大和総研制度調査課作成

#### (2) 会計処理

- ①借り手の会計処理(図表4.5参照)
  - a. 会計処理:リース資産の使用権を資産、リース料支払債務を負債に計上する。
  - b. 使用権資産、リース料支払債務の当初計上 額、毎期の評価

#### ②貸し手の会計処理

公開草案では、貸し手は、二重計上の可能性が ある。原資産とリース債権(リース料受取権)を 計上するからである。そこで、二重計上を回避す るため、次の2つの処理方法が採用されている。

- a. 履行義務モデル
- ・貸し手が下記の期間中に原資産の重要なリス クまたは便益を留保している場合に適用す る。
  - ア. 現在のリース契約の予想リース期間中 に、または
  - イ. 現在のリース契約の期間終了後(現在のリース契約後に対象資産を複数回リースするか売却することによって重要なリターンを生む期待または能力がある場合)
- 現在オペレーティング・リースとされているものが中心と考えられている。
- ・この場合、貸借対照表上は、原資産とリース 料受取権を計上する。ただし、リース負債(履 行義務)を資産の控除項目として計上する。 差額は正味リース資産(または負債)として 計上される。
- 例 10年間でリース料 1,000の資産(帳簿価額が700、10年定額法で償却)を3年リースし、リース料を300(=100×3年)受け取る。受取リース料の割引現在価値が200とする。この場合、資産は700の

まま計上し続ける。リース料受取債権は200計上されるが、リース負債(資産の控除項目)を200計上する。その結果、正味リース資産としては700計上される。損益計算書上は、リース収益(200)、利息収益(100)と原資産(700)の減価償却費(70)を計上する。

#### b. 認識中止モデル

- ・貸し手が原資産の重要なリスクまたは便益を 留保していない場合に適用する。現在ファイ ナンス・リースとされているものが中心と考 えられている。貸借対照表上は使用権分の資 産を譲渡し、残存資産を計上する。その結果、 契約時に譲渡損益が発生する。リース料受取 権も計上する。
- ・損益計算書上は、収益と売上原価(ネット表 示も可)、利息収益を計上する。
- 例 10年間でリース料 1,000の資産、帳簿価額が 700(公正価値が 800)の資産を3年リースする。3年間のリース料は300で、割引現在価値は200とする。この場合、収益は200、売上原価は175(=700×200/800)を計上し、その結果、契約時に25の利益が計上される。利息100は3年間にわたり、利息法で計上する。リース料受取権200、残存資産は525(=700-175)を貸借対照表の資産に計上する。なお、残存資産525については減価償却費52.5を毎期計上する。

#### (3)短期リースの特例

短期リース (期間1年以内) には簡便な処理が 認められている。借り手は、資産・負債を割り引 かず、リース料総額で計上 (認識) する (資産に は当初直接費用を加算する)。貸し手は、リース 料受取権は計上(認識)せず、対象資産をそのま ま計上(認識)し続けることができる。リース料 はリース期間にわたって利益に計上する。

# (4) リース契約にリースの要素とサービス(例 えばメンテナンス)の要素がある場合

従来のオペレーティング・リース会計では厳密 に区分していなかったが、公開草案では、リース とサービスは区分して処理する。区分できなけれ ばリースとして処理する。認識中止アプローチを 用いる貸し手は区分する。というのも、認識の中 止アプローチを用いると、区分しなければサービ ス料部分も含め、売却損益として前倒しで計上す ることになるからである。

# (5) 延長オプション、中途解約オプションが ある場合

発生の可能性が50%超となる最長期間をリー ス期間として、借り手は「リース料支払債務」、 貸し手は「リース料受取債権」を算出する。

例 10年契約で、10年経過後に5年更新し、 15年経過後にまた5年更新するオプション オプション未行使の可能性(10年)の確 率が 40%

オプションを1回行使(15年)の確率が 30%

オプションを2回行使(20年)の確率が 30%

この場合、リース契約の期間は15年以上であ る確率が60%、20年の確率が30%であるため、 発生の可能性が50%となる最長期間は15年と なる。

延長オプション、中途解約オプションは、報告

日(決算日)ごとに再評価し、借り手は「リース 料支払債務」、貸し手は、認識中止アプローチの 場合は「残存資産」、履行義務アプローチの場合 は「リース負債」を調整する。

購入オプションは、行使された場合のみ会計処 理する。

# (6) 変動リース料(何らかの事象の発生によ り変動するリース料、例えば、使用、売 り上げ、指標によって変動するリース料 などが考えられる)

現在は発生期の費用として会計処理している が、公開草案では、毎期再評価を行う。借り手は 常にリース料支払義務に反映し、貸し手は、合 理的に測定できる場合にリース料受取権に反映す る。残価保証がある場合はこれを含める。

#### (7) セール・アンド・リースバック取引

譲渡人が資産を他の当事者に譲渡して、当該資 産を当該他の当事者からリースバックする場合に は、譲渡人と譲受人の両者とも、その譲渡契約お よびリース契約を、両契約が次のいずれかに該当 する場合には、セール・アンド・リースバック取 引として会計処理しなければならない。

- (a) 同時又はそれに近い時期に締結されている。
- (b) 単一の経済的目的をもってパッケージとし て交渉されている。
- (c) 同時に又は連続して実行される。

それ以外は金融取引として処理をする。例えば、 公正価値以外の買い戻し権利義務がある場合や、 売り手(借り手)が買い手(貸し手)に、投資の 保証、残価保証、ノンリコース金融の提供等を行っ ている場合は、金融取引として処理する必要があ る。条件が通常と異なる場合は、市場のリース料 を反映するように修正が必要である。

# (8) 開示:下記の定量的・定性的な情報開示が必要である。

- a. リースから生じた財務諸表計上額を特定し 説明する情報
  - ・リース契約の内容(一般的記述、各種オプション等、償却方法に関する前提・判断、 残価保証の存在と条件、当期に負担し使用 権・リース料受取債権の測定に含まれてい る当初直接コスト、リース契約による制限 など)
  - ・サブリース、短期リース、セール・アンド・ リースバック(借り手)に関する情報
  - ・使用権資産/リース料支払負債の調整表(借 り手)、リース料受取債権/負債または残 存資産の調整表(貸し手)
  - ・貸し手が会計処理方法を決定する際に用いた対象資産に関するリスクと便益に関する 情報
  - ・認識中止モデルを適用しているリースから 生じる各残存資産の性質と金額(貸し手)
  - ・リースに関連する重要なサービスの性質(貸し手)
- b. 企業の将来キャッシュフローの金額、時期、 不確実性にリースがどのような影響を与えて いるか
  - ・重要な仮定と判断、現在価値算定に用いた 各種オプション、残価保証等、割引率に関 する仮定と判断の変更
  - ・金融商品と同様のリスク情報に関する開示
  - 満期分析

#### 3) 退職給付会計の動向

#### (1) IFRSの動向

現行の I F R S では、退職給付債務の数理計算 上の差異の会計処理について、以下の 4 方法が認 められている。

- ①回廊アプローチ(年金資産または退職給付 債務の10%超の部分を費用計上)
- ②継続適用を条件に、①よりも早期の規則的な方法で損益計算書に費用計上(即時認識も可)。
- ③回廊の範囲内であっても、②の方法で費用計上する(即時認識も可)
- ④数理計算上の差異の発生額を「その他の包括利益」に一括計上する。いったん、「その他の包括利益」に計上した金額については、リサイクリングは行わない。なお、米国基準では、数理計算上の差異の発生額は「その他の包括利益」に計上するとともに、損益計算上は①、②の方法で期間配分している。すなわち、リサイクリングを適用している。

過去勤務債務については、現行のIFRSでは、 給付の権利が確定するまでの平均期間にわたり、 定額法で費用計上する。

IASBは、退職給付債務について、回廊アプローチの廃止等を目指して見直しを検討し、2010年4月28日に新しい会計基準案(IAS第19号「従業員給付(Employee Benefits)」の改訂に関する公開草案)を公表した。その概要は下記のとおりである。

- ◎現行の数理計算上の差異の回廊アプローチを 廃止する。
- ・制度の積立状況そのものを貸借対照表(財政 状態変動計算書)で負債(または資産)に計 上する。

- ・年金資産に係る収益の総額を、「期待運用収益」 と「実際運用収益から期待運用収益を控除し た額(すなわち、数理計算上の差異)」に分 別することを求める現行の IAS 第19号の規 定は改訂され、期待運用収益は廃止される。
- ◎過去勤務費用は、発生時に即時に費用計上す る。
- ◎包括利益計算書上、退職給付費用を、以下の 3つの構成要素に分けて表示する。
  - ◆ 「雇用」(勤務費用)
  - ◆ 「財務」(利息費用)
  - ◆ 「再測定」(退職給付債務に係る数理計算 上の差異および年金資産に係る収益の総 額)
- ◎包括利益計算書上、「雇用」(勤務費用) お よび「財務」(利息費用) は当期純利益(P /L)に含めて表示し、「再測定」(退職給 付債務に係る数理計算上の差異および年金 資産に係る収益の総額)はOCIで認識す る (リサイクリングなし)。

#### (2)わが国の動向

わが国でも、2010年3月18日に「退職給付会 計に関する会計基準」の改正案が公表されている。 改正案では、次のような改正が提案されている。

- ●数理計算上の差異、過去勤務費用の当期発生 額については、貸借対照表上、即時に計上す ることとしている。損益計算書上は現行の遅 延認識を継続する(すなわち、「その他の包 括利益」を経由して計上した場合でもリサイ クリングを行う)。
- ●会計基準変更時差異も上記と同様の会計処理 を行う。

- ●退職給付見込額の計算方法について、現行の 期間定額基準だけでなく、給付算定式に従う 方法(ただし、給付算定式によった結果、給 付額が後になるほど増加する度合いが著しい 場合は、定額で補正する)を認める。これに より、退職給付見込み額の金額は、一般的に は、現行方式よりも多めに算出される。
- ●開示項目の拡充を行う
- 会計処理基準に関する事項
- 退職給付制度の概要
- 退職給付債務の期首・期末残高調整表
- 年金資産の期首・期末残高調整表
- ・退職給付債務および年金資産と貸借対照表に 計上された退職給付に係る負債および資産へ の調整表
- ・その他の包括利益、その他の包括利益累計額 で計上された数理計算上の差異および過去勤 務費用の内訳
- ・年金資産に関する事項(主な内訳を含む)
- ・数理計算上の計算基礎 など

ASBJは、2011年第1Qに基準化し、2012 年3月期末から適用、退職給付見込額の計算方法 については、2012年4月1日以後開始事業年度 から適用を開始する予定である(いずれも早期適 用可能)。いわゆる退職給付信託の信託財産につ いて、IFRS上も基本的には、年金資産として 認められるもようである。

ASBJは、さらに、IFRSの退職給付会計 の見直しに併せた検討も行い、2011年前半に論点 整理、同年後半に公開草案を公表する予定である。

#### 4) 金融商品

DMB 2010 年新春号でも述べたように<sup>4</sup>、

<sup>4)「</sup>国際会計基準の導入 ~総論、企業結合、包括利益、金融商品編~」参照

2009年4月2日に開催されたG20ロンドン金 融サミットを受けて、IASBとFASBは、金 融商品会計基準全般の見直しを行っているところ である。現在の進捗状況と今後の予定を示すと、 下記のとおりである。

- ① 2009 年 11 月 12 日に新基準 IFRS 第 9 号「金 融商品の分類と測定」を公表。金融資産の評 価方法を決定。さらに、金融負債に関する規 定が 2010年 10月に IFRS 第9号に盛り込ま れている。
- ② 2009 年 11 月 5 日に貸倒引当金・貸倒損失、 減損に関する公開草案として「償却原価と減 損」を公表 ⇒ 2011年第10に再公開草 案を公表し、第2Qに新基準を設定予定
- ③ 2010 年第 4 Qに、ヘッジ会計に関する公開

#### 草案を公表予定

- ⇒ 2011年第20に新基準を設定
- ④ 2011 年第1 Qに金融資産と負債の相殺表示 に関する公開草案を公表予定
  - ⇒ 2011年第20に新基準を設定

一方、米国のFASBも、①~③をまとめた包 括的な基準案を 2010 年 5 月 26 日に公表してい る。IASBの新基準、公開草案とFASBの公 開草案との内容には大きな違いがあり、2011年 6月までの両基準の調整には、かなりの困難が予 想される。さらに、同基準の調整が不十分なもの にとどまった場合、2011年の米国SECのIF RSのインコーポレーティングに関する判断、あ るいはその手法に影響を与える可能性もある。例 えば、金融商品については、カーブアウトした上

I A S B/	米国(現行)	LASB	(新基準・改正案) での評価方法	米国	暫定案での評価方法	参考 日本(現行の区分)	
金融商品の分類	評価方法		(新至十 (大正水) (5)計画方法		日に木でり川川ガガ	9 9 114 (2011-2012)	
売買目的/デリバティブ (注1)	時価評価(当期損益計 上)	時価評価(当期損	益計上)	時価評価(当期	用損益計上)	売買目的/デリバティブ	
高いの言語という元文に日 とに氏面の	償却原価法(注2)					満期保有目的の債券	
期保有目的の債券)	減損あり		あり 予想損失アプローチ)(注4)	時価評価(OC ・減損あり	[   (注3経由) (発生損失アプローチ)	病期休付日的V/I具分	
貸付金および債権	償却原価法(注2)	(注5)		・リサイクリ		<b>金銭債権</b>	
	減損あり(DCF法)		1				
	時価評価(OCI(注3) 経由)	債券等		債券等			
売却可能金融資産		<b>原分</b> 守	時価評価(当期損益計上)	貝分寸	時価評価(当期損益計上)	その他有価証券	
(米国は売却可能証	<ul><li>減損あり</li></ul>	時価評価(ОС I (注3)経由)(注			」		
券)	・リサイクリングあり	株式等	6) 時価評価(当期損益計上)	株式等			
金融負債	償却原価法(注2)	償却原価法	РУ шиот (ш. (⊐793)3 што 1 ⊥./	償却原価法	時価評価により資産 (事業用 も含む) とミスマッチが生じ る場合 (通常はこの方法 か?)	金融負債	
				時価評価(OC ・資産側と同			
		公正価値オプショ (当期損益計上)	ン (注7) を適用する場合は時価評価 。 (注8)	時価評価(当期損益計上(注9)) ・レアケース?			
コア預金	額面(要求払い金額)	南(東東北()全額)		現在価値で再 評価	当期損益またはOCI計上	預金の一部	

- (注2) 額面 (または債権金額) と取得価額との差額を期間配分し、取得価額に加減していく方法
- (注3) 「その他の包括利益」
- (注4) 保有企業・部門が契約上のCFを回収する目的で金融資産を保有するビジネス・モデルで、当該金融資産の契約条件が特定日に元利の支払いからなるCFのみを生じさせるものである場合に限り適用
- (注5) 売却損益は独立した勘定科目 (「その他の包括利益」ではなく、当期損益の中の項目) として表示 (注6) 企業が指定した持分金融商品が対象
- (注7) いわゆる会計上のミスマッチー資産・負債の評価や損益の計上において生じる不整合ーを除去または大幅に削減する場合は、金融商品を最初に計上する際に、時価評価(損益計上)するものとして指定することが認められる (注8) 企業自身の信用状態の変動による時価の変動はOCI経由で計上する
- (注9) 金融負債の時価の大幅な変動のうち、企業自身の信用状態の変動により生じた金額は、区分して表示する。
- (出所) 大和総研制度調査課作成

	会計基準案と I F R S との比較 米国基準公開草案	国際会計基準(IFRS第9号および公開草案等)
範囲	・すべての金融資産と金融負債 (リース、保険契約、退職給付債務などを除く) ・総資産10億ドル以下の非公開企業は、当初の発効日から4年間 は、ローン、ローン・コミットメント、コア預金債務について 適用を除外できる	IAS第39号「範囲」内の項目
分類および測定カテゴリー	・公正価値変動が純利益において認識される(FV-NI) ・公正価値変動がOCIにおいて認識される(FV-OCI) ・償却原価	・公正価値の変動が純利益において認識される(FV-NI) ・償却原価 ・公正価値の変動がOC   で認識される(FV-OCI)(持分金融商品 への投資に対して選択可能)
FV-OCI分類基準 (FV-OCI Classification Criteria)	・FV-OCIにおいて金融商品を測定するため3つの一定の基準が満たされなければならない  1. 商品は、保有されているか発行された負債性商品であり、以下の特徴をすべて持つ a.当初移転され、満期または他の決済時点で返還される元本金額がある b.定期的もしくは商品の期日の終わり時点で債権者(投資者)に支払われる追加キャッシュフローが契約により特定されている c.契約上、投資元自身による選択を通じた場合を除き、実質的に当初投資額のすべてを取り戻せないようなかたちで期前償還あるいはその他の清算がされない  2. 企業の事業戦略は、金融商品を第三者に売却する、または第三者との間で金融負債を決済するというよりも、関連する契約上のキャッシュフローを回収する、または支払うことにある。(金融商品をその契約期間の大部分にわたり保有することが必要)	・売買目的で保有していない持分金融商品への投資に対する当初の 計上における変更できない選択
賞却原価分類基準 (Amortized Cost Classification Criteria)	・以下の場合、金融負債は償却原価で計上される 1. 負債がFV-OCI基準を満たしている 2. 公正価値で測定することにより、財務諸表に計上された資産または負債の測定属性のミスマッチを引き起こすか悪化させる ・金融負債の発行において変更のできない選択がされる	・以下の場合、金融資産 (ハイブリッド金融商品を含む) は実質的 に償却原価で測定されなければならない 1. 企業のビジネスモデルにおける目的が契約上のキャッシュフローを回収することにある 2. 資産の契約キャッシュフローが単独の元金と利子のみからな・ほとんどの金融負債は、売買目的で保有されていない場合、実質的に償却原価で測定されなければならない。組込みデリバティブは、一定の場合区分経理 (ハイブリッド金融負債参照)
公正価値オプション Fair Value Option)	・提案されているガイダンスの範囲における金融商品には当ては まらない ・公正価値オプションは提案されているガイダンスの範囲よりも より広い商品に適用され、非連結株式投資を除くこの提案され ているガイダンスの範囲外の商品に引き続き適用される	・金融資産:公正価値での測定が測定もしくは計上の不一致(会計のミスマッチ)を消去もしくは著しく減らす場合、変更できない選択が当初計上において可能となる     ・金融負債:以下の場合、公正価値評価の選択可能(事後の変更は不可)     ・1.公正価値での測定が会計のミスマッチを消去もしくは著しく減らす場合     ・2.金融商品グループが管理され、そのパフォーマンスは公正価値ベースで評価される     ・公正価値オプションを適用する金融負債の公正価値変動は、当期の損益に計上。ただし企業の自社の信用リスクに起因する部分はOCIに計上する。
ハイブリッド金融資産	・現行基準下で区分経理を必要とする組込みデリバティブを含む ハイブリッド金融資産は全額FV-NIにおいて測定される ・現行基準下で区分経理を必要としない組込みデリバティブを含むハイブリッド金融資産は全額FV-OCIでの測定が認められる	<ul><li>・区分経理は認められず、全体的な金融商品に対する分類アプローチに基づき分類される</li><li>・優先劣後構造の証券化商品の持分など、クレジットリスクの集中を生み出す商品の分類については特定のガイダンスがある</li></ul>
ハイブリッド金融負債	・ハイブリッド金融資産と同じ	・特定の条件が満たされた場合、組込みデリバティブは主の負債契約から分離される(現行IFRS39号を適用)
コア預金債務	「コア預金債務」とは、満期のない預金債務で、経営者が資金の安定的な供給源と考えているものをいう。     「コア預金債務」は、コア預金債務の暗黙の満期における平均的な残高を適切な割引率で割り引いた現在価値で再測定する。	特別なガイダンスはない:一般的に償却原価で測定される

図表7	(続き

		図表7 (続き)
	米国基準公開草案	国際会計基準(IFRS第9号および公開草案等)
短期未収金および未払金	<ul> <li>通常のビジネスの過程により生じた場合、通例の期日である場合、およびビジネス戦略が契約上のキャッシュフローの回収もしくは支払いのための保有である場合、償却原価で測定される(プラスもしくはマイナス公正価値のヘッジ調整)</li> <li>減損を適用する</li> </ul>	特別なガイダンスはない:一般的に償却原価で測定される
威損 (Impairment)	・FV-OCIで測定される金融商品が対象 ・発生損失アプローチを適用。過去の事象と現在の状況に関連するすべての入手可能な情報を考慮して、回収不能見込額を測定するが、可能性のある将来のシナリオを考慮してはならない。 ・損失の発生の可能性が高い場合に限らず減損を適用 ・企業は状況に応じて実務的と考える減損の測定方法を設定する自由度を持つ ・減損損失のうち信用ロスによるものを損失計上、それ以外はOCI計上 ・累積減損損失控除後の償却原価に実効金利を適用した額を受取利息として計上	・償却原価で評価をする金融資産に適用 ・予想損失アプローチを採用 ・公開草案では当初の予想損失は受取利息に反映(受取利息は実効 利率に基づいて計上)。 ・その後の期待(予想)損失の増減を帳簿価額に反映(減損の全額 を当期損益に反映)。実効利率は変更しない ・予想損失と実効金利の計算の分離など公開草案を大幅に修正した 再公開草案を2011年第1Qに公表予定
売却もしくは決済による 実現損益	すべての金融商品の実現損益は、純利益において認識される	・金融資産:すべての損益がOCIにて計上されリサイクリングされないFV-OCIとして分類される持分金融商品は不計上・他のすべての金融資産の実現損益は純利益で計上・金融負債:公正価値オプションにより指定された負債でクレジットリスクの変更に帰属するため、OCIで認識され、リサイクリングされない損益を除き、すべての金融負債の実現損益は純利益で認識される
利子および配当金	・純利益で認識される。しかし、FV-NIで測定された金融商品と分離して表示することを必要としない。 ・利子はFV-OCIで測定された金融商品と分離して表示される。	・FV-OCIとして分類される金融資産(持分金融商品)の配当のうち 投資コストの一部回収を明確に表すものは、OCIで認識される ・それ以外の利子、配当は純利益で認識される。
再分類 (Reclassifications)	・認められない	・金融資産の管理における企業のビジネスモデルが変更となった場合、金融資産に対して必要となる ・金融負債に対しては禁じられている
自社の信用ロスの表示	・企業の信用力の変動(信用価格の変動を除く)に起因する公正 価値の当期における重要な変動は、区分して表示する。	・金融負債への公正価値オプションを参照
ヘッジ会計 (主要な特徴)	<ul> <li>・ヘッジ会計の対象となる商品や取引の種類は変らない</li> <li>・「高い有効性」という概念を、「合理的な有効性」に置き換え、ヘッジ会計の適用要件を緩和</li> <li>・金利スワップのショートカット法、その他のデリバティブについてヘッジ関係に非有効部分がないとする「重要な一致」概念を廃止する</li> <li>・当初のヘッジ指定において、ヘッジ対象とヘッジ手段の経済的な関係を示すにあたっては、定量的なテストが必要とされる一定の場合を除き、定性的なテストによる</li> <li>・事後のヘッジの有効性評価は、四半期ごとではなく、もはやヘッジ関係が合理的に有効でないことを示唆する状況においてのみ行う</li> <li>・キャッシュフロー・ヘッジにおけるオーバーヘッジおよびアンダーヘッジについては、ヘッジの非有効部分を損益に計上する・ヘッジがもはや合理的な有効性を維持しない場合やヘッジ手段(デリバティブ)の満期・転売・権利行使等の場合を除き、ヘッジ指定の解除を禁止する・ヘッジ対象の金融商品に対して個別のリスクごとに分離してヘッジが対象の金融商品に対して個別のリスクごとに分離してヘッジ対象の金融商品に対して個別のリスクごとに分離してヘッジが表が有効な部分を損益に反映させる会計処理を引き続き認める</li> </ul>	・ヘッジ会計全般を見直し中 ・公正価値ヘッジ会計の会計手法をキャッシュフロー・ヘッジ会計同様の手法に統一 ・ヘッジ指定の要件を簡素化 ・ポートフォリオのヘッジ会計(ネットポジションのヘッジ会計) 等は先送り
<b>適用時期</b>	未定	<ul><li>・2013年1月1日以後開始事業年度から適用</li><li>・減損は2014年?</li></ul>

(注) 図表サイズの関係で2頁に分けて掲載 (出所) 大和総研制度調査部作成

で、IFRSを適用するといったことも考えられ る。

#### (1) 金融負債の評価

金融負債の評価に関しては、例えば社債発行企 業が自社の社債を公正価値(時価)で評価した場 合、自社の格付け等、信用力が低下した結果、社 債の市場価格が下落し、その結果、利益が生じる という、いわゆる「負債のパラドックス」の問題 がある。実際、欧米の金融機関では、今般の金融 危機において、この負債のパラドックスにより多 額の評価益を計上している例があり、問題となっ た。そこで金融負債の分類・測定に関しては、金 融資産と切り離して検討が行われ、2010年10 月に内容が確定し IFRS 第9号に追加された。そ の概要は下記のとおりである。

- ■下記のものを除いて、金融負債は、実効金利 法を用いて、償却原価で評価される。
- ・公正価値(時価)の変動を損益計上する金融 負債(デリバティブを含む)
- ・金融資産の譲渡の際にオフバランス化の要件 を満たさないため(あるいは継続的関与によ り) 生じる金融負債
- 金融保証契約
- ・市場金利を下回る金利で貸付金を提供するコ ミットメント
- ■複合金融商品が金融資産の場合は、組込みデ リバティブを区分経理しない。しかし金融負 債の場合は、現行の IAS 第 39 号の規定を引 き継ぎ、一定の場合、デリバティブ部分を区 分経理する。
- ■金融負債について、下記の場合、公正価値オ プションの適用が認められる。

チを解消する場合

- その金融負債または金融資産と金融負債のグ ループが、文書化されたリスク管理戦略・投 資戦略により公正価値(時価)に基づいて業 績を評価・管理され、経営幹部に情報が報告 されている場合
- ■金融負債を公正価値(時価)で評価した結 果生じる公正価値(時価)の変動額のうち、 自社の信用リスクに基づき生じた変動額は、 「その他の包括利益」に計上する。いわゆる 負債のパラドックスによる評価損益は当期 の損益には反映しない。それ以外の変動額 は当期損益に計上する。

#### (2) 金融資産の減損

IFRS 第9号では、「償却原価で評価する金融資 産」については、減損処理が問題となる。現行の IAS 第 39 号では、償却原価で評価する金融商品 の減損としては発生損失モデルを採用している。 これは、発行者・債務者の財政的困難や元利の支 払不履行・遅延など、貸し倒れにつながる客観的 証拠が存在するときに減損を計上するというもの である。

この発生損失モデルについては、トリガーとな る事象発生前は収入(利息)を過大計上してい る、取引の経済実態を反映していない、トリガー の適用に整合性が無い、損失の認識が遅すぎると いった欠点が指摘されている。2009年4月2日 にロンドン金融サミットでも、発生損失モデル では、景気が悪くなった際に多額の損失が計上さ れることになることから、予想損失モデルを導入 し、損失を早期に計上することで、プロシクリカ リティを抑制することがIASB等に対して要請 ・(金融資産と金融負債の)会計上のミスマッ された。そこで、IASBでは、予想損失モデル について検討し11月5日に公開草案を公表するに至った。IASBの公開草案による予想損失モデルでは、減損は、次のように処理することとしている。

- ◇企業は、金融資産を最初に取得したときに資産の予想損失を決定し、金融資産の満期にわたって、当初期待ロス控除後の実効金利による収入(利息)を計上する。
- ◇予想損失は毎期見積もりをし直し、その累積 計上額は「貸倒引当金」に計上する。すなわち、 当初認識後の予想損失は発生時に減損処理を する。

この予想損失モデルを適用する際の実務面の助言、ガイダンスの提供を行う機関として、専門家諮問パネル(EAP)が組織され、2009 年 12月から 2010 年 6月まで議論を行い、IASBに助言を行っている。

このEAPの助言や公開草案へのコメント、アウトリーチなども踏まえ、公開草案について大幅な見直しが行われており、2011年第1Qに、再度公開草案が公表される予定である。現在のところ、下記のような見直しが提案されている。

#### ①予想損失と実効金利の計算を分離する

公開草案では、契約開始時に予想損失を反映した将来キャッシュフローを見積もり、その割引現在価値が帳簿価額と等しくなるような実効金利を計算することとしている。しかし、金融機関の実務では、信用リスクと受取利息とは別々に算出しているため、公開草案の方法を用いようとするとシステムの大幅な見直しが必要となる。そのため、IASBでは現在、予想損失と実効金利の計算を分けて計算する方向で検討している。

②ポートフォリオ・アプローチ

金融機関の実務では、金融資産のポートフォリオの入れ替えは日常的に行われており、そのようなオープンなポートフォリオを前提とする計算方法に改める必要がある。

#### ③予想損失の変動時のキャッチ・アップ

公開草案の方法では、予想損失の見積もりの変更が生じた場合に、その変動額を全額計上することになる(完全キャッチ・アップ法)。そのためには、新規にポートフォリオに加わった金融資産の当初のキャッシュフローや実効金利、予想損失の情報と、過去から存続している金融資産のポートフォリオ内の当初のキャッシュフローや実効金利、予想損失の見積もりの変更を、取得時期ごとに区分してすべて把握しておく必要がある。しかし、ポートフォリオ内の金融資産の入れ替えが行われるオープン・ポートフォリオを前提とした場合、そのような情報をすべて記録しておくことは実務上極めて煩雑である。

そこで、このような記録を保持しなくても 減損を計算できる方法として、期間比例アプローチ(部分キャッチ・アップ法)と単一期 間配分アプローチ(非キャッチ・アップ法) とが検討された。

期間比例アプローチとは、予想損失の見積もりの変更が契約当初において生じたと仮定し、当該変更額のうち、その期末までに経過した期間に対応する部分は当期の損益、残りは将来の残存期間にわたって配分する方法である。各期末にポートフォリオ内に存在している金融資産のみを対象にポートフォリオの期末時点で予測される全存続期間と、当期末までの加重平均経過年数、予想損失を見積もる。その上で、これらに基づいて、あたかも

過去から適用してきたかのように過去の経過 年数に配分される予想損失額を見積もる。期 末までに累積している予想損失計上額と、当 該期末において新たに算出した期末までに累 積しているべき金額との差額が、当期に損益 として計上され、残額は将来に配分される。

単一期間配分アプローチは、予想損失の見 積もりの変更が生じた期以降にわたって変更 額を配分する方法で、各期末で見積もられる 予想損失総額を、期末時点で予測される全存 続期間で割った金額を当期に計上する。

IASBは、当期末に新たに変更された全 期間の予想損失のうち、これまでの期間経過 分はすべて計上されるということで、期間比 例アプローチを支持している。今回の減損の 見直しは、損失を早期に計上することでプロ シクリカリティを抑制することを目的に行わ れている。この目的を達成するためには、本 来は完全キャッチ・アップ法によることが望 ましいが、オープン・ポートフォリオにお いては、実務上は困難である。そこで、完全 キャッチ・アップ法により近い方法として、 期間比例アプローチを支持している。

IASBはさらに、この期間比例アプロー チについて、完全キャッチ・アップ法により 近い方法を模索している。

#### ④正常債権と問題債権

IASBは、予想損失の変動額について、 正常債権については、期間比例アプローチを 適用し、問題債権については発生時に全額計 上する方向で検討している。

#### (3)ヘッジ会計

IASBは 2010 年 12 月に、公開草案「ヘッ

ジ会計」を公表した。投資家が企業のリスク管理 活動をより理解し、将来キャッシュフローの金額、 発生時期および不確実性を把握できるよう、従来 のルールベースの会計基準を、より密接にリスク 管理活動に沿った会計基準に改めるというのが、 改正の基本的なコンセプトである。

そのため、ヘッジの有効性の評価方法について も、開始時および継続的に実施することとしつ つ、その評価方法の主要な情報源は企業のリスク 管理方法であり、ヘッジ関係の適切な特徴や潜在 的な非有効性の元となる要因に応じて定性的な手 法と定量的な手法を使い分けることとしている。 現行の IAS 第39号のような、ヘッジ対象の損益 の80%から125%をヘッジ手段でカバーすると いう数値基準は設けていない。

当初予想していなかった非有効性の元となる要 因と異なる新たな要因が発生したり、ヘッジ関係 の再構築により、従来の方法では非有効性を把握 できなくなり、ヘッジがバイアスのない結果を生 まず、非有効性を最小化することができなくなっ た場合は、有効性の評価方法を変更することが強 制される。

現行の IAS 第 39 号と同様に、ヘッジ対象は構 成要素(例えば価格、金利、為替など特定のリス ク) ごとに指定できる。現行の IAS 第39号では、 ヘッジ対象が非金融商品の場合、このような取り 扱いは認めていないが、公開草案ではヘッジ対象 が非金融商品の場合も認めている。

ヘッジ対象の一部分をヘッジする場合、比例的 な部分(100万ドルのヘッジ対象の80%)のみ ならず、「ある部分」(100万ドルのヘッジ対象 のうち最初の80万ドルの部分)という指定もで きる。前者の場合、仮にヘッジ対象の 10%が売 却等された場合、ヘッジ対象も比例的に減少する

(すなわち 90 万ドルの 80%) となるが、後者の場合は、引き続き「ある部分」(ヘッジ対象は 90万ドルとなっているが、このうち最初の 80 万ドル) をヘッジ対象とすることができる。

公正価値(時価)の変動を「その他の包括利益」 に計上するよう指定した株式についてはヘッジ対象とすることはできない。

一方、ヘッジ手段については、デリバティブだけでなく、公正価値(時価)で測定され、その変動が当期の損益に計上される現物金融商品なども、ヘッジ手段として用いることができる。一方、複合金融商品に含まれる組込みデリバティブをヘッジ手段として用いることはできない。

信用リスクをクレジット・デリバティブでヘッジしている場合、ヘッジ対象である信用リスクの抽出が困難なため、ヘッジ会計の適用は認められ

ない。

へッジ会計の手法については、現行の IAS 第39号では、公正価値へッジ会計とキャッシュフロー・ヘッジ会計の2通りの会計処理を認めている。公開草案では、公正価値へッジ会計の手法をキャッシュフロー・ヘッジ会計に合わせることを提案している。すなわち、ヘッジ対象、ヘッジ手段それぞれの公正価値(時価)の変動を、当期損益ではなく「その他の包括利益」に計上して相殺する。その際にヘッジ対象の帳簿価額は変更せず、別途の資産負債項目(評価勘定)を設けることとしている。ヘッジの非有効部分は当期の損益に計上する。

買建オプションをヘッジ手段として用いた場合、オプションのプレミアムは、ヘッジのコストとして、「その他の包括利益」に計上される。こ

凶表8	IFRSにおけるヘッジ会計の手法新旧	比較
	$\Lambda$ T	(正/古 ^

会計手法	公正価値	ヘッジ会計	キャッシュフロー・ヘッジ会計
云可于丛	現行(IAS第39号)	公開草案	イドラフェブロー・ペラン芸司
ヘッジ対象	ヘッジされたリスクに起因する公正 価値の変動を当期の損益に計上 ヘッジ対象の帳簿価額を同額修正	ヘッジされたリスクに起因する公正 価値の変動をOCI(その他の包括 利益)に計上 ヘッジ対象の帳簿価額は修正せず 相手科目は評価勘定	会計処理不要 ヘッジ対象の帳簿価額は修正されな い
ヘッジ手段	公正価値の変動を当期の損益に計上	公正価値の変動をOC   に計上 非有効部分は当期の損益に計上	公正価値変動をOCI計上(非有効 部分は当期の損益)
マッチングの方法	ヘッジ対象の公正価値の変動とヘッジ手段の公正価値の変動を当期の損益で相殺		ヘッジ対象の損益計上時にOCIで繰り延べたヘッジ手段の公正価値の変動を当期の損益に振替
仕訳例 ・ヘッジ対象▲10 ・ヘッジ手段12 ・非有効2	ヘッジ対象 借方 評価損(当期損益)10 /貸方 原資産 10 ヘッジ手段 借方 デリバティブ12 / 評価益(当期損益)12	ヘッジ対象 借方 評価損 (OCI) 10 /貸方 別途負債 10 ヘッジ手段 借方 デリバティブ12 / 評価益 (OCI) 10 当期純利益 2	ヘッジ対象 (処理無し) ヘッジ手段 借方 デリバティブ12 / 評価益(OCI)10 当期純利益 2

(出所)大和総研制度調査課作成

れにより、当期損益の不適当な変動は削減され、 リスク管理の実務と一層整合的になる。

ヘッジの非有効部分の測定は、公正価値ヘッジ 会計でもキャッシュフロー・ヘッジ会計でも、ヘッ ジ対象の公正価値の変動とヘッジ手段の公正価値 の変動の比率を用いて計算するドル・オフセット 法によって行う。これらの測定はヘッジ対象と ヘッジ手段の実際の公正価値の変動によって行 う。

ヘッジ関係が適格性の規準を満たさなくなった 場合は、ヘッジ会計は強制的に中止される。ただ し、中止されたヘッジ関係の一部であった項目を 用いて新たなヘッジ会計を開始することはでき る。

ヘッジ関係を調整する場合、ヘッジ関係に対す るリスク管理目的に変更があるときのみ、ヘッジ 会計の中止と再スタートによる。

リスク管理目的は変わらないが、ヘッジとして 適格であるための他の基準(例えば有効性テスト) を満たさなくなったか、または満たさなくなりそ うなときに限り、継続しているヘッジ関係の調整 が認められる。

リスク管理を含むすべての適格規準が依然とし て満たされているのに指定を解除することは認め られない。

資産または負債のグループをヘッジした場合、 IAS 第39号と同様に、ヘッジ会計の適用は認め られる。IAS 第 39 号では認められなかった資産 と負債のネット・ポジションのヘッジに対しても ヘッジ会計の適用が認められる。そのためには、 下記の条件を満たす必要がある。

- ・資産または負債のグループの中身がヘッジ対 象となり得る項目から構成されている。
- ・グループ内のアイテムは、リスク管理目的に

沿ってグループベースで一緒に管理される。

キャッシュフロー・ヘッジ会計では、ヘッジ 対象リスクにさらされているヘッジ対象項目 のグループ内でのキャッシュフローの相殺は すべて、同一のその期の損益にのみ影響を与 える(影響する期間が異なるならヘッジ会計 の適用は不可)。

IAS 第 39 号はグループの中の個々の項目につ いてのヘッジ対象リスクに起因する公正価値(時 価)の変動は、グループ全体のヘッジ対象リスク に起因する公正価値(時価)の変動におおむね比 例すると見込まれることが要件として定められて いたが、公開草案では削除している。これにより、 本来ならば株式のグループを株価指数先物などで ヘッジした場合に、ヘッジ会計の適用が認められ 得ることになる。しかし、公正価値(時価)の 変動を「その他の包括利益」に計上している株式 に対してはヘッジ会計を適用できないし、それ以 外の株式の場合は公正価値(時価)の変動がデリ バティブともども当期の損益に計上されるため、 ヘッジ会計を適用する必要はない。

ポートフォリオ・ヘッジ(マクロヘッジ)に対 するヘッジ会計の適用については今回の公開草案 に盛り込まれておらず、引き続き検討されている。

公開草案では注記による開示も強化している。 企業のリスク管理戦略とそれがどのようにリスク 管理に適用されるか、企業のヘッジ活動が将来の キャッシュフローの金額、発生時期と不確実性に どのような影響を与えるか、企業の財務諸表にお けるヘッジ会計の影響について開示を求めてい る。

IASBは、2011年3月9日まで意見を求め、 2011年半ばまでに基準を確定させる予定である。

#### (4) 金融資産・金融負債の相殺

バーゼル銀行監督委員会が検討してきた銀行の新しい自己資本比率規制(いわゆるバーゼルⅢ)では、レバレッジ比率を新たに導入している。当該比率は Tierl自己資本を財務会計上の総資産で割って算出する。そのため、金融資産と金融負債の相殺表示のルールが異ならないよう、会計基準をそろえる必要が生じたため、2010年6月からプロジェクトを開始した。

IASBとFASBは、2010年11月の合同会議で、以下の事項を暫定的に決定した。

- ①企業が無条件の相殺権の存在と純額で決済または同時に決済する意思を有する場合は、企業は金融資産と金融負債の相殺を求められるであろう。
- ②無条件の権利とは、すべての環境(取引相手のデフォルトや破綻を含む)において実行可能である相殺権である。
- ③同時に決済とは、資産の実現と負債の決済が 同時に起こることをいう。

なお、企業が単に条件付きの相殺権を持つだけでは、金融資産と金融負債の相殺は認められない。すなわち、マスターアグリーメントによるデリバティブ資産と負債の相殺は認められないことになる。この相殺に関する基準案は 2011 年第1 Qに公表される予定である。

#### 5) 公正価値の測定

公正価値の測定に関して、IASBは2009年5月に米国の基準等とほぼ同様の内容の公開草案を公表している。これは、公正価値測定に関する統一的な指針の提供(金融商品に限らず)を目的としている。公開草案では、公正価値は「出口価格」としている。米国のSFAS第157号と同様に、

公正価値の算定に用いるインプットを、ヒエラルキー(公表されている価格のあるレベル1、公表価格はないが公正価値算定に必要なインプットは観察可能であるレベル2、観察可能なデータのないレベル3)に分類している。

さらに、公正価値測定額、ヒエラルキーのレベ ル、レベル1とレベル2の重要な振替額と理由、 公正価値の測定方法、インプット、インプットの 設定のために用いた情報の開示を求めている。レ ベル3については、公正価値測定額の当期損益計 上額と表示箇所やその他の包括利益計上額、レベ ル3へのまたはレベル3からの振替額、インプッ トを変更した場合に、測定額が著しく変動する場 合にその旨および影響(不確実性分析)などの開 示を求めている。加えて、2010年6月に公表さ れた公開草案「公正価値測定に関する測定の不確 実性分析の開示」では、レベル3の公正価値測定 について、開示の拡充(不確実性分析)を図って いる。具体的には、インプット間の相関を考慮す ることを明確にするとともに、開示例を追加(測 定対象別に別のインプットを用いた場合の増加 額、減少額と重要なインプットを開示)している。

2010年3月までのIASBとFASBの合意 事項をとりまとめたスタッフ・ドラフトでは、公 開草案に下記の修正を加えている。

- ◇参照市場は、SFAS 第 157 号の考え方に合わせる。
- ◇図表中の「資産」に関する記述から、「非金融資産」に関する記述に改めている。
- ◇「使用」と「交換」の用語も変更(内容は変わらず)されている。
- ◇金融資産については「ビッドとアスクを基礎 とするインプット」の記述による。
- ◇「市場リスク又は取引相手の信用リスクにつ

	SFAS第157号	IASB公開草案(2009.5)	
公正価値の定義	測定日現在において市場参加者の間の秩序ある取引により資産を売却して	て受け取り、または負債を移転するために支払うであろう金額(出口価格)	
参照市場	主要な(または最も有利な市場)	最も有利な市場(他に有利な市場があるとの証拠が無い限り、主要な市場)	
取引コスト	資産・負債ではなく取引特有のものであるため、含めない (その主要なで	市場への運搬費用等は含む)	
市場参加者の要件	独立している(関連当事者でない)	独立している(関連当事者でない)	
	資産・負債、取引について入手可能な情報(デュー・ディリジェンスを通	投資決定を行うための十分な情報を有しており、資産・負債について報告企	
	じて入手し得るものを含む)に基づく合理的な理解を有する	業と同等の知識を有する。	
	取引可能である。	取引可能である。	
	取引の意思を有する(強制されていない)	取引の意思を有する(強制されていない)	
資産	使用(他の資産と結合して利用することで最大限の価値を有する場合) 交換(主として単独で市場参加者に最大限の価値を提供する場合)		
負債	測定日現在において市場参加者に移転(負債は継続し決済はしない)することを仮定 不履行リスクは移転前後で同一とする。 負債に観察可能な市場価格がない場合は、資産としての価格を用いることも可能 負債の移転に関する制限は考慮しない(FSP FAC第157号 – f の E D)		
		S Novincial Annihity of the Color of the Col	
当初認識時の 公正価値	多くの場合、当初認識時の取引価格は出口価格に等しい。	메르ば 以エレオソレカルは 메리ケギルハエケはの日立のご地しれて	
	例えば、以下の場合は、取引価格は公正価値を表さないだろう。	例えば、以下に該当しなければ、取引価格は公正価値の最良の証拠となる。	
	・取引が関連当事者間のものである ・取引が脅迫または売り手がその価格での取引を強制される(例えば、売り手の資金繰りが苦しい場合)・・・投売り価格 ・取引価格の会計上の単位が、資産・負債の会計上の単位と異なる場合(例えば、資産・負債が取引の一要素に過ぎず、取引に別個に測定すべき権利・義務を含む)		
	・取引が行われた市場が、企業が資産の売却または負債の移転を行うであろう市場と異なる場合(例えば、報告企業が、リテール顧客と他の証券業者とで異なる市場(リテール向け市場と業者間市場)で取引する証券ディーラーである場合)		
評価技法	マーケット・アプローチ、インカム・アプローチ、コスト・アプローチおよびこれらの組み合わせ		
インプット	レベル1、レベル2、レベル3		
ビッドレアスクを	ビッドとアスク間のスプレッド中の価格で、公正価値を最も表すもの		
	簡便法として仲値または他の価格による価格決定の慣行によることを 妨げない。	実務上の便法として仲値または他の価格による価格決定の慣行による ことを除外しない。	
		買い方のビッド、売り方のアスクの利用は容認されるが強制されない。	
		ビッドとアスクのスプレッドが観察可能でない場合、企業は当該スプ レッド中の価格の評価のために過大な努力をする必要はない。	
市場が活発でない	FSP FAS第157号-4による。	FSP FAS第157号-4と同様の規定	

いて相殺するポジションを企業が保有する場 合の金融資産又は金融負債の公正価値の測 定」を追加している。

- ■企業が金融資産および金融負債のグループ を市場リスクまたは取引相手の信用リスク に対するネットのエクスポージャーに基づ いて管理する場合、企業は、下記に基づい て公正価値を測定することが認められる。
- ・測定日の市場参加者間での秩序ある取引に おいて、特定のリスク・エクスポージャー について、ネットのロングポジション(す なわち、資産)を売却した場合に得られる であろう価格、またはネットのショートポ ジション(すなわち、負債)を移転した場

合に支払うであろう価格

- ■適用を受けるためには、下記のすべてを満 たす必要がある。
- ・文書化されたリスク管理または投資戦略に 従い、ある(または複数の)特定の市場リ スクやある特定の取引相手の信用リスクの 自社のネットエクスポージャーに基づき、 金融資産および金融負債のグループを管理 している。
- ・中核となる経営陣(例えば、取締役会やC EO) に対して、報告を行っている。
- ・上記ネットエクスポージャーを期間と期間 の間で矛盾の無い方法で管理している。
- ・各報告日において、対象となる金融資産と

#### 図表10 市場が活発でない場合等の取り扱い(IASB案、米国基準、日本の論点整理共通)

- ●資産または負債の取引の数量および頻度が著しく低下しており(市場が活発でなく)、秩序ある取引ではないと判断された場合は、公正価値やリスクプレミアムの見積もりに際して、当該取引価格を通常考慮してはならない。
- ●「活発でない市場」と判断する要素
  - ・直近の取引がほとんどないこと

- ・価格が現在の情報に基づいていないこと
- ・価格が時期または市場参加者間で著しく異なっていること
- ・これまで資産または負債の公正価値と高い相関があった指標が明らかに相関していないこと
- ・信用リスクを考慮した企業の期待キャッシュフローの見積もりと比較して、公表価格に織り込まれている流動性 リスク・スプレッドなどが著しく増加していること
- ・ビッドとアスクのスプレッドが著しく拡大していること
- ・新規発行市場が著しく減少または欠如していること ・情報がほとんど公表されていないこと
- ●秩序ある取引ではないことを示す状況として、以下のものが挙げられるが、それだけに限定されるものではない。
  - ①現在の市場環境の下で、その取引に関して通常かつ慣習的なマーケティング活動ができるように測定日以前の一定期間について取引が市場に十分さらされていないこと
  - ②マーケティング期間があっても、売り手が一人の買い手としか交渉していないこと
  - ③破綻または破綻寸前の売り手が売却すること(投売り)
  - ④規制や法的要請から売却せざるを得ないこと (強制取引)
  - ⑤取引価額が同じまたは類似の資産・負債の直近の取引と比較して異常値となっていること

(出所) 大和総研制度調査課作成

金融負債を時価で評価している。

◇米国のFASBも、2010年6月に、公正価値の測定と開示に関する同様の内容の公開草案を公表している。

公正価値の測定で重要なポイントとして挙げられるのは、市場が活発でない場合の取り扱いだが、この点は IASB、米国基準、わが国の論点整理ともほぼ同じ内容となっている。

公正価値の測定に関しては、2011 年第 1 Qに 最終基準を公表予定である。

#### 6)連結

従来からIASBとFASBが共同で取り組んできたプロジェクトであるが、金融危機の際に、SIV(Structured Investment Vehicle)などのオフバランスのスキームへの支援により、金融機関が多額の損失を計上したことから重要度が高まった。IASBは 2009 年 3 月に、連結財務諸表の報告企業自らがリターンを得るために他の企

業の活動を指揮するパワーを有している場合、他 の企業を支配しているものとして連結することを 基本とする公開草案を公表した。公開草案では、 通常の企業のみならず、SPE(特別目的事業体)、 SIVなどの仕組企業 (Structured entities) も、 パワーを議決権で判断できないという特徴を踏ま えつつも、同じ考え方を基本に連結することとし ていた。さらに、その後の検討で、IASBは、 仕組企業の連結については、米国基準の考え方に 合わせることとした。米国ではSPEについては 流動化目的の適格SPCを連結対象から除外して いたが、エンロン事件の経験から、VIE(変動 持分事業体)という概念を導入し、変動持分の過 半を保有する企業がVIEを連結することとして いた。しかし、IASBの検討に合わせて、FA SBは新たな基準・指針を公表し、適格SPCを 廃止するとともに、VIEの連結については、定 性的な判断により、連結対象か否かを判断するこ ととした。考え方としては、パワー(VIEのパ

フォーマンスに最も重大な影響を与える、VIE の活動を指図するパワー)を有するか否かと、便 益の享受・損失負担の義務(VIEにとって潜在 的に重大となる可能性のある、VIEから便益を 受ける権利またはVIEの損失を被る義務)の有 無により判断することとしている。例えば、報告 企業が、SIVのスポンサーで設立から関与しS IVを運営する多様な権限を有し、SIVのパ フォーマンスに応じたフィーを受け取っており、 風評リスクを負っている、さらに、他に議決権を 有する負債証券保有者がいない場合は、当該SI Vは連結対象になり得る。不動産ローン、住宅ロー ンの証券化でオリジネーターが劣後持分のすべて を有し、サービサーを兼ねる場合なども、連結す ることになり得る。

さらに、IASBは仕組企業について次のよう な開示を求める方向である。

- a. 報告企業の非連結の仕組企業への契約に基 づくまたは基づかない関与が報告企業を当該 仕組企業のリターンの変動にさらす場合に以 下を開示
- ●報告企業において計上された仕組企業への 関与に関連する資産・負債の帳簿価額と表 示項目、関与による最大損失見込額、関与 に関連する資産・負債の簿価と最大損失見 込額の比較
- ●報告企業がスポンサーとなっているが、報 告日において関与を有していない連結対象 外仕組企業について、スポンサー期間中の 仕組企業からの収入、仕組企業に移転した 資産の簿価を開示する。
- b. 報告企業が、連結対象仕組企業に対して財 務支援(流動性供給や資産購入等)を行うア レンジを有している場合は、アレンジの条件

を開示

IASBは、2011年第10に新しい会計基準 を公表する予定である。

さらに、IASBとFASBは共同で、投資会 社の連結についても検討している。投資会社とは、 その企業のほとんどすべての活動が、収益、資本 増加またはその両方を求める投資活動である会社 であり、あらかじめ定められた投資期間や出口戦 略を有している。この投資会社が投資先を支配し ている場合は投資先を連結することになる。しか し、投資会社の投資先は連結するのではなく公正 価値(時価)で測定してその変動を損益に計上す る方がいいとの意見も強い。この点について検討 し、2011年半ばまでに公開草案、2011年末ま でに新基準を公表する予定である。

なお米国基準は、一般の企業について、IAS Bやわが国のような実質支配基準ではなく、議決 権に基づいて、連結の対象とするか否かを決定し ている。この点についてIASBに合わせるか 2011年初めまでに結論を出す予定である。

わが国でも、ASBJ(企業会計基準委員会) が09年12月に公表した「連結財務諸表におけ る特別目的会社の取扱い等に関する論点の整理」 で、SPEの連結について、流動化目的の特別 目的会社を適用対象外とする特例の廃止、実質支 配にリターンの要素を加味した連結の判断、開示 の充実などを論点として挙げている。さらに、プ ロジェクトを短期的なプロジェクトと長期的なプ ロジェクトに分け、短期的な対応として、流動化 目的のSPEを連結対象外とする取り扱いについ て、資産の譲渡者のみに適用する公開草案を9月 に公表している。長期的なプロジェクトについて は、IASBやFASBの検討をにらみながら、 2011年中に公開草案を公表する予定である。

#### 7) 財務諸表の表示

#### (1)包括利益の動向

DMB 2010 年夏季号で述べたとおり、IAS Bは、2010 年 5 月 27 日に、その他の包括利益(OCI)項目の表示方法に限定してIAS 第 1 号「財務諸表の表示」の改訂を提案する公開草案を公表した。現行のIAS 第 1 号「財務諸表の表示」では、一計算書方式と二計算書方式の選択が認められている。公開草案は、これを一計算書方式に一本化することとしている。二計算書方式によりOCIを独立の計算書にて表示することは、不要な複雑性を生じさせ、そのような独立の財務諸表の存在意義および他の財務諸表との連動性についての理解を困難にするという考えが、見直しの論拠である。

現在のIFRSでは、OCIとして以下の項目 が認識されている。

- ①売却可能金融資産評価損益
- ②キャッシュフロー・ヘッジ損益
- ③為替換算調整勘定
- ④不動産再評価損益
- ⑤退職給付債務に係る数理計算上の差異

IFRSでは、このうち、①②③はリサイクリングされ、④⑤はリサイクリングされない。そこで、公開草案では、OCI項目をリサイクリングの有無でグループ化して区分表示することを提案している。

わが国でも、ASBJが、2010年6月に企業会計基準公開草案第25号「包括利益の表示に関する会計基準」ならびにこれに関連する企業会計基準および企業会計基準適用指針を公表している。わが国でも「包括利益」の表示が2011年3月期の年度末から導入される。

公開草案の段階では連結財務諸表のみならず、

個別の財務諸表においても包括利益を表示することを提案していたが、産業界の一部から反対意見が出されたため、連結財務諸表にのみ適用することとしている。個別財務諸表の表示は、さらに検討を重ねることとされた。

#### (2) 全般的な見直し

#### ①プロジェクトの現状

IASBとFASBは財務諸表の様式全般の見 直しを検討しており、2008年12月討議資料を 公表し、さらに 2010 年 7 月にスタッフ・ドラフ トを公表し、関係者から非公式に意見を聴取する アウトリーチ活動を行っている。アウトリーチ活 動では、米国6社、欧州4社を対象に、スタッフ・ ドラフトの内容を適用した場合の影響をヒアリン グしている。さらに、米国非上場企業12社、金 融機関 15 社、2008 年 12 月の討議資料に基づ くフィールドテスト参加企業30社に、スタッフ・ ドラフトに基づいた財務諸表の再作成とスタッフ の質問への回答や、実務上の問題のフィードバッ クを求めている。これまでのアウトリーチ活動 を踏まえ、IASBのスタッフからは、スタッ フ・ドラフトについて、費用対効果がほとんどま たは全くない項目がある、要求されている情報の 入手が実務的に不可能な場合がある、金融機関の 意思決定に有用な情報提供に寄与しない項目があ る、誤った解釈や適用により予期しない結果と なっている項目がある、などの問題点が指摘され ている。さらに、2010年10月のIASBとF ASBの合同会議では、MOUプロジェクトのう ち優先的に取り組む項目に資源を集中することと し、2011年第1日に予定していた公開草案は公 表せず、資源にゆとりができるまで、プロジェク トを中断することとした。ただし、現在実施して

いる上記のフィールドテストの結果については、 ジェクトの再開は 2011 年 6 月以降となる。 2010 年末までにまとめることとしている。プロ

#### ②スタッフ・ドラフトの内容

スタッフ・ドラフトに基づく財務諸表の様式案は図表 11 のとおりである。

財政状態計算書	包括利益計算書	キャッシュフロー計算書
業セクション	事業セクション	事業セクション
営業カテゴリー	営業カテゴリー	営業カテゴリー
現金		
売上債権	収益	顧客からの収入
棚卸資産	売上原価	材料費支出
		労務費支出
有形固定資産	減価償却費	有形固定資産取得
建物	営業費用	営業費用支出
買入債務	退職給付勤務費用	
営業ファイナンス・サブカテゴリー	営業ファイナンス・サブカテゴリー	
年金負債	期待運用収益	
	退職給付利息費用	年金制度拠出
リース負債	リース利息費用	リース支出
廃棄負債		
<b>没資カテゴリー</b>	投資カテゴリー	投資カテゴリー
短期投資	利息収益	受取収益
		短期投資からの純増減
証券に対する投資	利息・配当金	有価証券購入・売却
	利得損失	受取利息・配当金
関連会社に対する投資	関連会社の持分法による投資損益	関連会社投資支出
<b>第セクション</b>	財務セクション	財務セクション
昔入カテゴリー	借入カテゴリー	
短期借入		借入入金
長期借入		借入返済
未払利息	利息費用	利息支払
未払配当		配当支払
資本カテゴリー		
資本金ほか		株式発行による入金
	複数カテゴリー取引セクション	複数カテゴリー取引セクション
<b>、所得税セクション</b>	法人所得税セクション	法人所得税セクション
継続事業セクション	非継続事業セクション(税引後)	非継続事業セクション

(出所) IASBスタッフ・ドラフトなどに基づき、大和総研制度調査課作成

#### スタッフ・ドラフトの特徴

#### 1. 一体性・分類

●財政状態計算書(貸借対照表)、包括利益計算書、CF計算書にわたり、事業セクションと財務セクションに区分する。「事業セクション」は、さらに「営業カテゴリー」「投資カテゴリー」「(CF計算書以外は)営業活動ファイナンス・サブカテゴリー」に区分する。

- ●表示科目レベルまでの一体性は、厳格には求めず、カテゴリーレベルで適用する。
- ●分類は経営陣が判断。ただし、分類過程の関連する判断はDPの段階より削減されている。

#### 事業セクション

- ●「事業セクション」は、さらに「営業カテゴリー」「投資カテゴリー」「(CF計算書以外は)営業活動ファイナンス・サブカテゴリー」に区分する。
- ・「営業カテゴリー」は、企業の日々の事業の一部として用いる資産・負債とその変動を分類する。 当該カテゴリーは、企業の資源を相互に関連する形で使用する過程を通じて、「収益」を生み出す。 すなわち、収益を生み出すのに共に作用するものが対象。したがって持ち合い株式・政策投資株式なども営 業資産となる可能性がある。関連会社への投資でも営業資産に含まれる場合もありうる。
- ・「営業カテゴリー」のサブカテゴリーとして「営業ファイナンス」がある。営業活動に直接関連するが、同時 に企業の長期財務の源泉を提供するものが含まれる。CF計算書では「営業カテゴリー」に分類される。退 職給付債務関連(年金負債、期待運用収益、利息費用、拠出)、リース負債・利息費用・支出などが例示され ている。なお退職給付債務の勤務費用は「営業カテゴリー」である。
- ・「投資カテゴリー」は、企業がリターンを生み出すために用いる資産・負債とその変動を分類する。 他の資源と結合してもシナジー効果は生まれない。すなわち、個別にリターンを生み出すものが対象。リターンには、利息、配当、ロイヤルティー、持分法による投資損益、利得又は損失などがある。「投資カテゴリー」は、短期投資、有価証券投資、関連会社への投資関連(ただし上記に注意)の項目が例示されている。

#### 財務セクション

- ●「財務セクション」は、
  - ・資金を獲得または返済する企業の活動の一部である項目を含み
  - ・財政状態計算書と包括利益計算書では、借入および資本の2つのカテゴリーから構成される。 財政状態計算書の「借入カテゴリー」には未払配当金も含まれる。
- ●借入・資本と関連する資産(デリバティブなど)を除き、資産を含めてはならない。
  - ・「資金管理資産」は「財務セクション」ではなく「事業セクション」(現金)、「投資セクション」(短期投資等)
- ●「資本カテゴリー」には、すべての資本項目を表示。 C F 計算書では、財務セクションで表示

#### 複数カテゴリー取引セクション

●例えば、100%現金取得のM&Aの場合、連結財務諸表上、取得資産・負債が複数のセクション・カテゴリー に分類される。この場合、取得から生じる負ののれん(包括利益計算書)や現金流出(CF計算書)が、当 該分類に含まれる。

#### 2. 財政状態変動計算書(旧B/S)

- 契約上の満期、実現または決済の予定日が報告日から1年以内のものは「短期」に分類
- ●ネットベースの金額だけでなく、グロスベースの資産合計額、負債合計額を表示
- ●従来の貸借対照表のように、資産と負債を横に並べて表示する様式も選択できる。
- ●資産および負債の増減分析を注記
- ●純借入の増減分析を注記(現金、短期投資、ファイナンス・リース、借入カテゴリー)

#### 3. 包括利益計算書(旧P/L)

包括利益計算書の収益・費用・・・「機能別」、「性質別」に分解して表示

- ●機能別とは、商品の販売、研究開発、製造、マーケティング、事業開発または管理などの別
- ●性質別とは、収益を卸売りと小売り、売上原価を材料費、労務費、輸送費および光熱費に分解するなど
- ●機能別のカテゴリー・サブカテゴリー内で、有用な範囲でさらに性質別に分解(注記によることも可)
- ●機能別分解は、注記ではなく、包括利益計算書本体で分解
- ●機能別分解が有用でないため行わない場合は、包括利益計算書本体で性質別に分解

#### 再測定に関する情報を注記

- ・再測定(売却損益、評価損益(損益に反映)、未実現の評価差額)を注記
- ・包括利益計算書の同じセクション・カテゴリー、表示科目を用いて注記

#### 4. C F 計算書

●直接法のみ。以下のいずれかによる。 ⇔ 日本は間接法も可能

直接的直接法:会計帳簿から直接的に総額収入・総額支出を入手する方法か、

間接的直接法:下記に起因する資産・負債の増減を識別することにより、資産・負債の増減分析を通じて間 接的に総額収入・総額支出に関する情報を入手する。

- ・対応する収益・費用金額(顧客への売り上げなど)
- 現金収支を伴わない項目(評価減等)
- ・資産・負債の金額は変動させるが収益・費用は生じない項目(取得・処分等)
- ・総額の営業収入または支出の識別とは関連しないその他の項目、
- ●重要な資産・負債の項目すべての変化の分析を注記で記載
- 5. 非継続事業⇔ 日本は非継続事業を区分していない。
- ●包括利益計算書のみならず、財政状態計算書、CF計算書も区分して表示
- ●遡及修正する。
- ●売却目的保有資産等も開示

#### 6. セグメント情報との関係

- ●包括利益計算書の収益、費用の性質別情報を注記する場合、セグメント情報の注記とは区別した単一の注記による。これに対して、FASB(米国)はセグメント注記で分解されている性質別および機能別情報を表示
- ●営業資産・営業負債・営業 CFのセグメント注記での開示は求めていないが、FASB(米国)は求める方向



#### (3) 廃止事業等

現行のIFRSや米国基準では、損益計算書 上、非継続事業は継続事業と区分して表示するこ ととされている。また「売却目的保有」に該当す る非流動資産および処分グループは、貸借対照表 上区分することとされている。これらの定義につ いてIFRSと米国基準で違いがある、特に米国 における非継続事業の区分が細かすぎ、区分した 場合の遡及修正の負担が重いとの指摘もあるとこ ろから、IASBとFASBは、これらの定義に ついて見直しを行っているところである。このプ ロジェクトについては、2011年第2Qまでに終 了させる方向で取り組んでいる。

#### 8) 資本と負債の区分

このプロジェクトはかなり迷走してきた。当初 は、最劣後の株式(通常は普通株式)以外はすべ て負債として定義する案を示していたが、その後、 度重なる修正が行われ、現在は現行の IAS 第32 号の区分を大きく変更せず、米国基準との間の調 整を目的に、範囲を限定した見直しを行う方向で 検討されている。このプロジェクトも、財務諸表 の表示の全般的な見直しと同様に、いったん検討 を休止し、2011年6月以降に再開することとさ れている。

#### 【参考文献】

- ・SEC ウェブサイト "SEC Approves Statement on Global Accounting Standards" (2010.2.24)
- SEC "Commission Statement in Support of Convergence and Global Accounting Standards" (2010.2.24)
- SEC "Work Plan for the Consideration of Incorporating International Financial Reporting Standards into the Financial Reporting System" (2010.10.29)
- ・IASB お よ び FASB"Progress Report on Commitment to Convergence of Accounting Standards and a Single Set of High Quality Global Accounting Standards" (2010.11.29)
- ・IASB、FASB、ASBJ のウェブサイトの各スケジュール表
- ・企業会計審議会「我が国における国際会計基準の取扱 いについて(中間報告)」(2009.6.16)
- ・企業会計審議会総会 2010年6月8日、7月8日、8 月3日 資料および議事録
- ・公益財団法人 財務会計基準機構「単体財務諸表に 関する検討会議の設置について」(2010.9.28)
- ・公益財団法人 財務会計基準機構「非上場会社の会計基準に関する懇談会 報告書」(2010.8.30)
- ・中小企業庁「中小企業の会計に関する研究会 中間報告書」(2010.9)
- FASB"Accounting for Financial Instruments and Revisions to the Accounting for Derivative Instruments and Hedging Activities" (2010.5)
- ・「金融商品: 償却原価及び減損」(ASBJ 神谷 陽一日本証券アナリスト協会企業会計勉強会資料 2010.5)
- ASBJ ウェブサイトの IASB 会議報告
- •IASB 公開草案 "Revenue from Contracts with Customers" (2010.6)
- ・IASB 公開草案 "Lease " (2010.8)
- •IASB 公開草案 "Revenue from Contracts with Customers" (2010.6)
- IASB 公開草案 "Defined Benefit Plans" (2010.3)
- ・ASBJ 企業会計基準公開草案第39号「退職給付に 関する会計基準(案)」および企業会計基準適用指針 公開草案第35号「退職給付に関する会計基準の適用 指針(案)」(2010.3)
- IASB 公開草案 "Presentation of Items of Other Comprehensive Income" (2010.5)
- •改訂 IFRS 第 9 号 "Financial Instruments" (2010.10)
- ・IASB 公開草案「金融資産の減損」について-専門家

- 諮問パネル (EAP) の議論を踏まえて— (河井治彦、武藤知樹 金融 2010.9)
- ・IFRS 減損会計の動向と本邦銀行実務への影響 IASB 専門家諮問パネル(EAP)の議論をふまえて (出水博章、河井治彦、武藤知樹 金融財政事情 2010.10.25)
- ・IASBウェブサイト"IFRS9 Financial Instruments Phase II – Amortised cost and impairment of financial assets"
- ・IASB 公開草案 "Hedge Accounting" (2010.12)
- ・IASBウェブサイト "IFRS9 Financial Instruments Phase III – Hedge Accounting"
- ・IASBウェブサイト"IFRS9 Financial Instruments Asset and liability offsetting"
- ・IASB 公開草案 "Fair Value Measurements" (2009.5) およびスタッフ・ドラフト (2010.8)
- ·IASB 公 開 草 案 "Measurement Uncertainty Analysis Disclosure for Fair Value Measurements Limited re-exposure of proposed disclosure" (2010.6)
- IASB 公開草案 "Presentation of Items of Other Comprehensive Income" (2010.5)
- ・IASB ウェブサイト "Consolidation"
- ・IASB スタッフ・ドラフト "Staff Draft of Exposure Draft IFRSX FINANCIAL STATEMENT PRESENTATION"
- ・IASB ウェブ サイト "Financial Statement Pressentation"

[著者]-

吉井 一洋 (よしい かずひろ)



資本市場調査部 制度調査課 主任研究員 担当は、証券・金融制度全般